



登米市地域福祉計画

(第4期)

『みんなが住み慣れた地域で安全に
安心して暮らせる福祉のまちづくり』

令和8年3月

宮城県登米市

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の位置付け…………… 3
- 3 計画の期間…………… 4
- 4 計画の推進体制…………… 4

第2章 現状と課題

- 1 現状…………… 5
- 2 第3期計画の評価…………… 15
- 3 アンケート調査…………… 25
- 4 地域福祉の課題…………… 27

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念…………… 33
- 2 基本目標…………… 33
- 3 施策の体系…………… 35

第4章 施策の方向性

- 1 基本目標（1）みんながつながり支え合う地域を目指して…………… 36
- 2 基本目標（2）みんなが参加する地域福祉活動を目指して…………… 37
- 3 基本目標（3）みんなが利用しやすい福祉サービスを目指して… 38
- 4 基本目標（4）みんなが自分らしく生活できる地域を目指して… 39
- 5 基本目標（5）みんなが安心して暮らせる地域共生社会を目指して… 41

第5章 計画の推進

- 1 地域福祉を支える関係団体・機関との連携…………… 42
- 2 計画の進行管理と評価・点検…………… 43
- 3 計画の周知…………… 43

(資料編)

- 1 子どもの生活実態調査に関するアンケート調査結果…………… 45
- 2 ひきこもり等に関する実態調査結果…………… 50
- 3 登米市地域福祉計画推進会議設置要綱…………… 55
- 4 登米市地域福祉計画推進会議委員名簿…………… 57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、社会福祉法の定めに基づき、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、児童福祉、健康づくり、その他の福祉に関し、登米市地域福祉計画（第1期 H20年3月、第2期 H28年4月、第3期 R3年3月）を策定し、各福祉分野における共通の理念や施策の方向性を定め、基本理念である「みんなが住み慣れた地域（※1）で安全に安心して暮らせる福祉のまちづくり」の下、すべての市民が尊厳を持ち、住み慣れた地域の中で、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、地域福祉（※2）の取組を進めてまいりました。

しかしながら、近年においては、少子高齢化等の社会的要因により、地域社会を取り巻く環境も変化し、暮らしに関する課題は、介護、障がい、子育て、健康、生活困窮、ひきこもり、権利擁護等の様々な分野に複合化し、解決が困難になっている事例も増えてきています。

このように多様化してきた福祉ニーズに対応するため、国では皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域を目指し、住民や地域を支える多様な団体等が主体的に「我が事」として課題を捉え、地域の課題を世代や分野を超えて「丸ごと」受け止め、解決を試みる「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進してきました。

さらに、地域における包括的な支援体制の整備を進めるとともに、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市においても、こうした状況を踏まえ、行政だけではなく、本人、家族、地域の支援者、社会福祉法人やNPO等の事業者等が一体となって、互いに協力して課題解決に取り組んでいかなければなりません。

今回策定する登米市地域福祉計画（第4期）（以下「本計画」といいます。）は、これまでの取組をより深化させるとともに、各福祉分野における施策の指針として策定するものです。

※1 《地域とは》

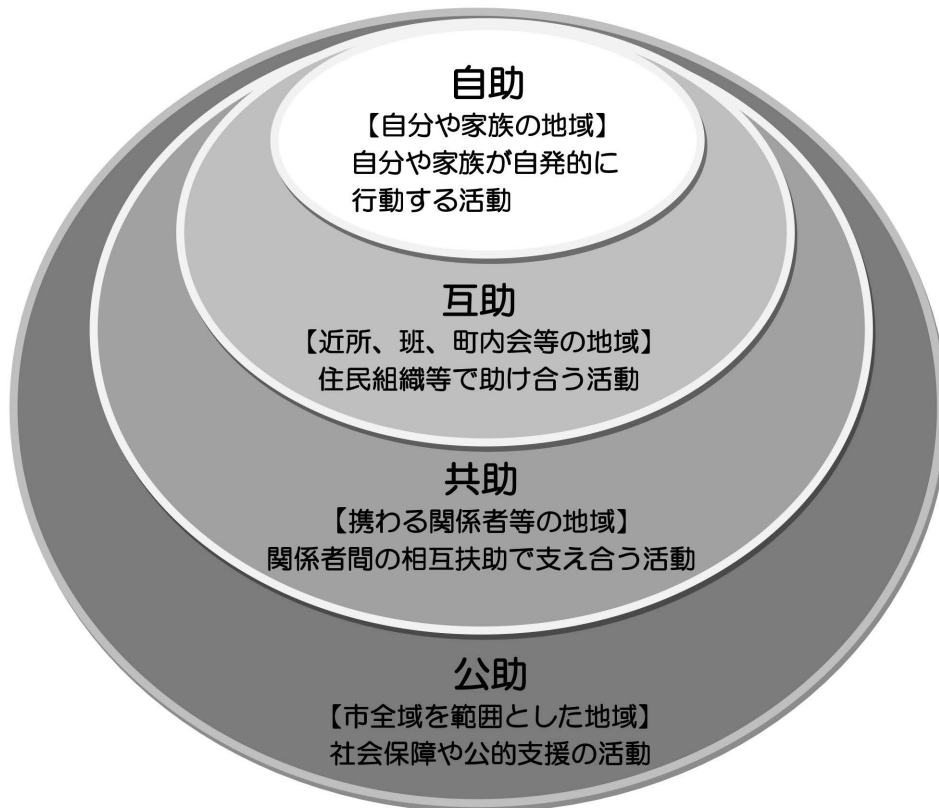
「地域」のとらえ方は、課題解決に取り組む範囲で変わりますが、その範囲に応じて市民や福祉関係者等が連携・協力して課題解決に向けて取り組むこととなります。

その取組は、「自分や家族が自発的に行動する活動範囲（自助）」、「近所、班、行政区単位の住民組織等で助け合う活動範囲（互助）」、「関係者間の相互扶助で支え合う活動範囲（共助）」、「法律や制度に基づく社会保障や公的支援の活動範囲（公助）」の考え方によって推進していくものです。

※2 《地域福祉とは》

「地域福祉」とは、人と人とのつながりを意識し、お互いに助け合う関係を構築して、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、児童福祉等の法律や制度に基づく各種福祉サービスに併せ、市民、福祉関係者等が相互に協力しながら、地域の課題解決に取り組み、行政はその活動を支援することによって、地域で安全に安心して暮らせるまちづくりを進めていくことです。

【地域福祉の活動のイメージ図】



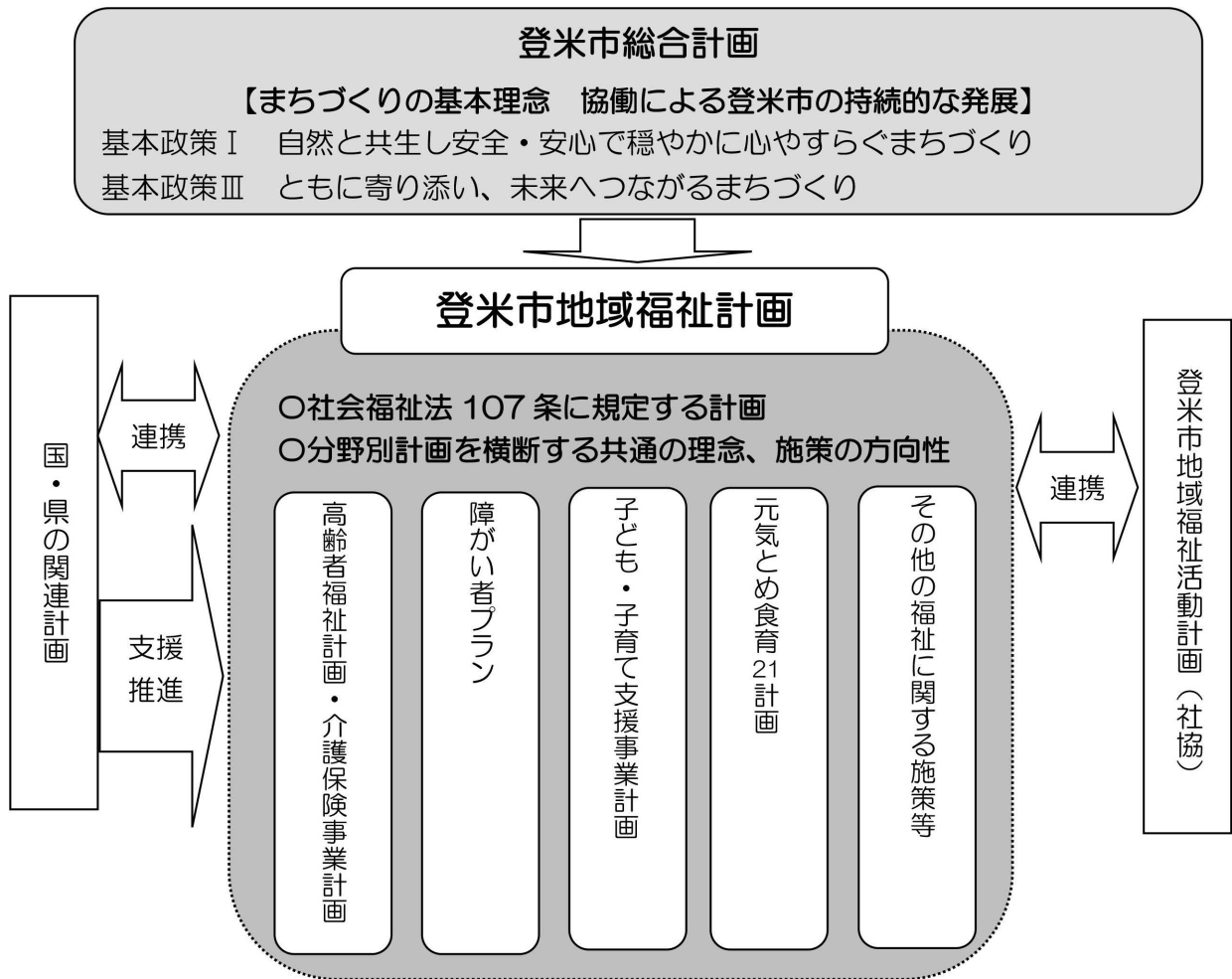
【地域福祉における自助・互助・共助・公助の考え方】

区分	活動の考え方
自助	○自分の力で解決したり家族の力で助けたりすること 自発的に課題を解決する活動
互助	○近所、班、町内会等で助け合うこと 自助では解決できない課題をお互いに助け合い、課題を解決する活動
共助	○関係者間の相互扶助で支え合うこと 互助で助け合うことだけでは難しい課題は関係者間の相互の負担により支え合い、課題を解決する活動
公助	○法律や制度に基づく社会保障や公的支援 自助・互助・共助の活動では解決できない課題を解決する活動

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、登米市総合計画の基本理念である『協働による登米市の持続的な発展』に基づき、基本政策Ⅰ『自然と共生し安全・安心で穏やかに心やすらぐまちづくり』及び基本政策Ⅲ『ともに寄り添い、未来へつながるまちづくり』を目指し、高齢者、障がい者、児童、健康づくりの分野別計画を横断する地域福祉において取り組む共通の理念、施策の方向性を定め、『あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまちとめ』の将来像を目指すものです。

【各関連計画等との体系図】



※登米市総合計画では、平成27年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標を取り入れています。
本計画において主に取り組むゴールは、次のゴールとなります。



目標 1：貧困をなくそう
 目標 3：すべての人に健康と福祉を
 目標 4：質の高い教育をみんなに
 目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

目標 10：人や国の不平等をなくそう
 目標 11：住み続けられるまちづくりを
 目標 16：平和と公正をすべての人に

3 計画の期間

本計画の期間は、総合計画の期間との整合性を図り、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、制度改正や社会情勢の変化に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しができることとします。

【関係計画の計画期間】

計画名(期間)	令和6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
総合計画(10年)	(第2次) H28-R7(R2基本計画見直し)		(第3次) R8-R17 (R12基本計画見直し)				
地域福祉計画(5年)	第3期		第4期(R8-R12)				
高齢者福祉計画・介護保険事業計画(3年)	第9期			第10期		第11期	
障がい者プラン(3年)	第7期			第8期		第9期	
子ども・子育て支援事業計画(5年)	第2期	第3期				第4期	
元気とめ食育21計画(5年)	第4期		第5期				
(登米市社協)地域福祉活動計画(5年)	第3次		第4次				
(宮城県)地域福祉支援計画(5年)	第3期		第4期				

4 計画の推進体制

関連する各分野別の福祉計画等との調整・連携を、より円滑かつ効率的に行えるよう、計画策定とその進行状況の点検及び評価を一体的に推進する「登米市地域福祉計画推進会議」を設置し、基本目標の達成に向けた取組を着実に進めます。

登米市地域福祉計画推進会議

(委員10名 構成：各分野別計画の策定に携わる方等)

- 計画の策定、計画の進行状況の点検、評価
- 地域福祉を推進するための問題点、課題等の検証等

検討委員会
(委員9名)

- 計画の策定及び推進に関する企画の立案等

作業部会
(委員6名)

- 計画に係る専門的な事項の調整

第2章 現状と課題

1 現状

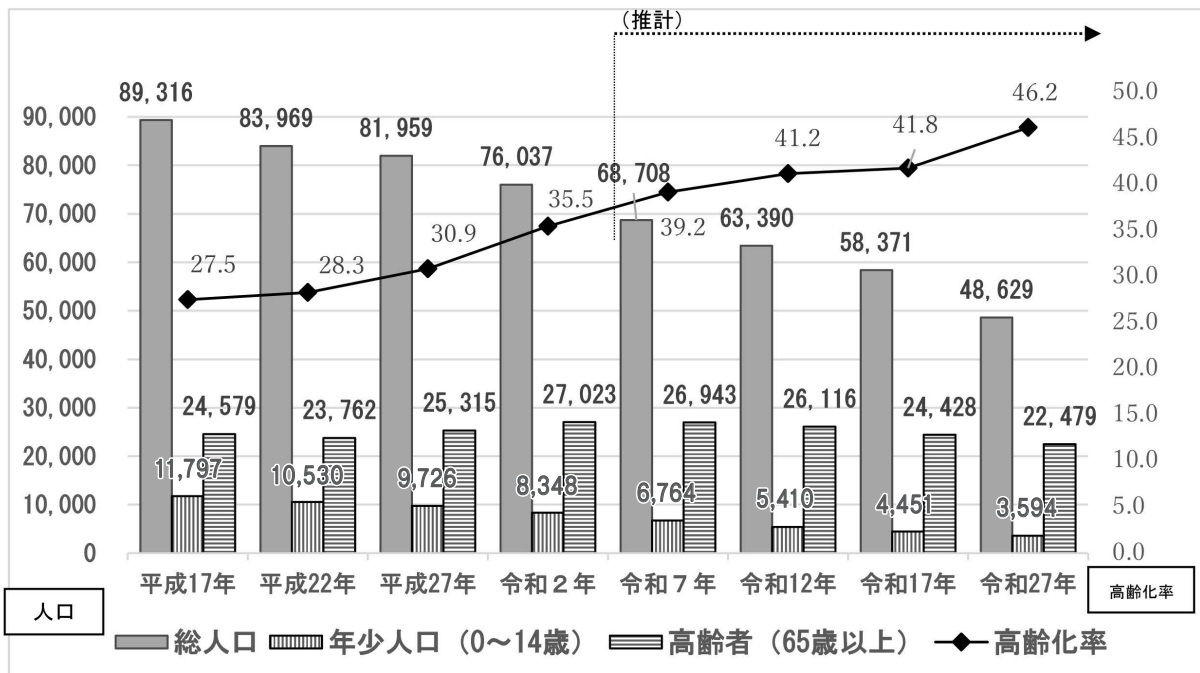
（1）人口の推移と今後の推計

国勢調査における本市の総人口は、今後減少傾向が続くものと想定されています。また、出生数が減少し、子どもの数が減っている一方、高齢者の数は令和2年には27,023人まで増加しましたが、それをピークに令和7年以降は減少に転じる見込みです。

しかしながら、総人口が大きく減少していく中で、高齢化率は徐々に高くなっていくことが見込まれ、高齢化社会の一層の進行が想定されます。

（図1） 【人口の推移と将来人口の推計】

（単位：人、％）



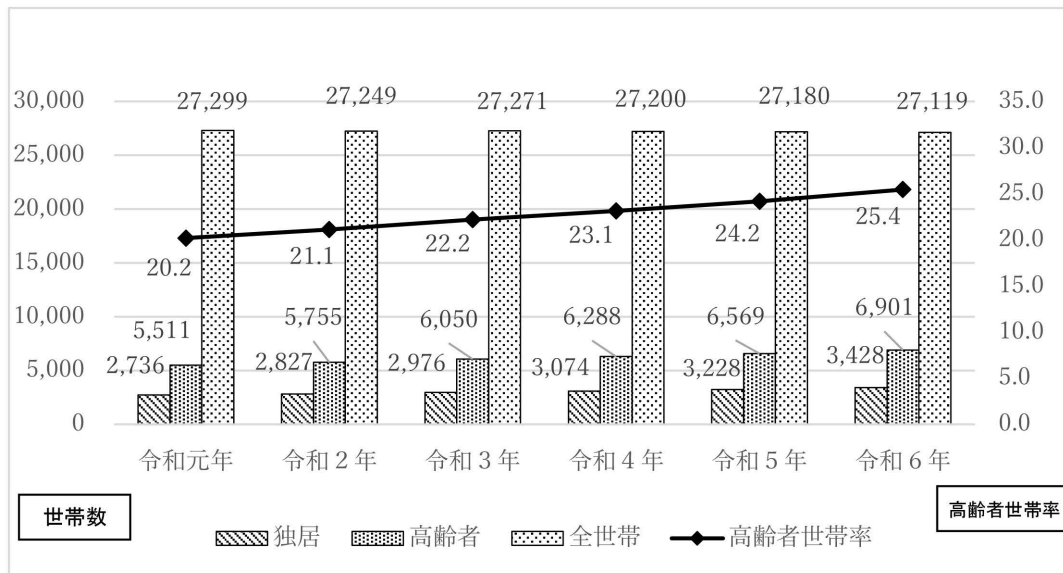
※令和2年までは国勢調査、令和7年以降は社人研「将来推計人口・世帯数日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」

(2) 世帯の推移

人口の減少に伴い、全世帯数も減少傾向にあります。高年齢者のみの世帯数は増加傾向にあり、そのうち高年齢者の単身世帯数が高年齢者世帯の約半数を占めている状況です。

(図2) 【全世帯数と高年齢者世帯数の状況】

(単位：世帯)

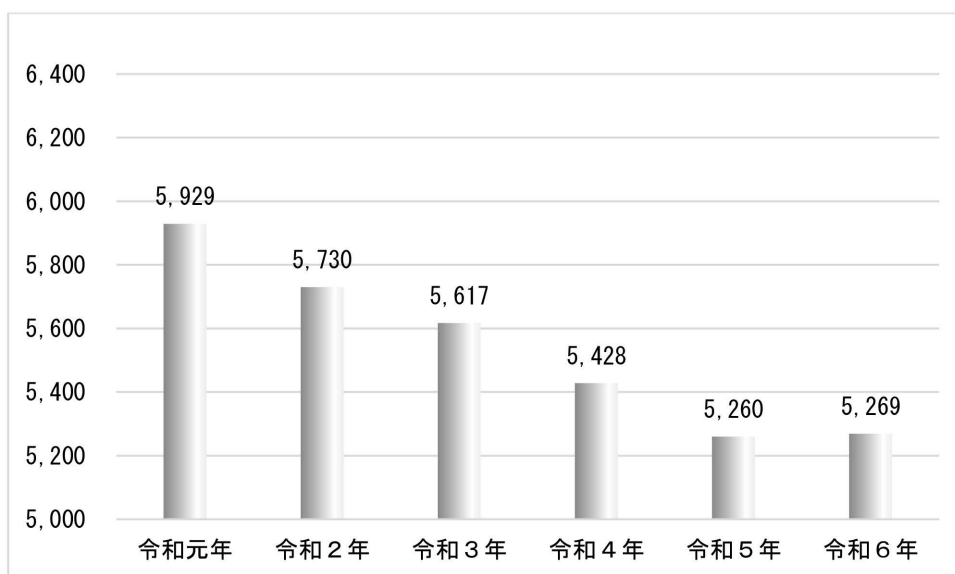


※宮城県高齢者人口調査

児童（0歳～17歳）のいる世帯数は、子どもの数の減少に伴い、年々減少傾向にあり、令和元年から令和5年までの5年間で約1割の世帯数が減少しています。

(図3) 【児童がいる世帯の状況】

(単位：世帯)



※登米市福祉事務所生活福祉課資料

（3）地域福祉を取り巻く状況

①高齢者福祉の状況

団塊の世代が75歳以上を迎えています。今後、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22（2040）年を控え、現役世代が急減して、高齢化の問題はますます深刻になっていくことが予想されています。

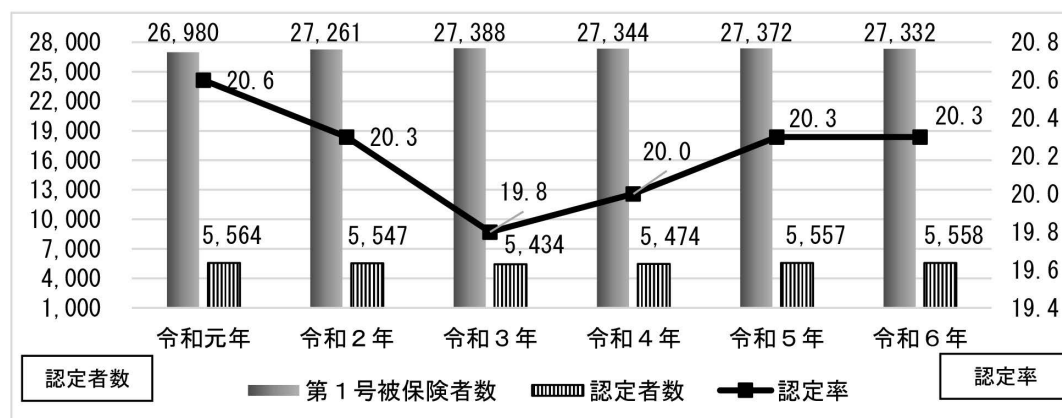
本市でも、総人口が年々減少する中で、65歳以上の高齢者人口の割合は増加を続けており、高齢化率は令和7年には39.2%、令和17年には41.8%、令和27年には46.2%まで増加する予想となっています。（P.5 図1 参照）

また、高齢者のみの世帯数が年々増加しており、令和6年には高齢者のみの世帯が全世帯の25.4%を占め、およそ4世帯に1世帯が高齢者のみの世帯となっています。（P.6 図2 参照）

要支援・要介護認定者の数は、令和元年度末の5,564人が、令和6年度末では5,558人と6人減少し、第1号被保険者数における要支援・要介護認定率も、令和元年度末の20.6%に対し、令和6年度末は20.3%とわずかに減少しています。

図4 【要支援・要介護認定者数等の推移】

（単位：人、%）



※介護保険事業状況報告（令和6年は登米市福祉事務所長寿介護課資料）

こうした状況を踏まえ、本市では、「安全・安心・やすらぎプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を策定し、『住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまちづくり』を基本理念とし、「住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり」、「高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり」、「適切なサービスや支援が受けられる基盤整備」を基本目標として設定して、各種の高齢者福祉施策を展開しており、近年の高齢者の生活実態の変化に対応しながら、医療・介護・予防・住まい及び能力に応じ自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいます。

②障がい者（児）福祉の状況

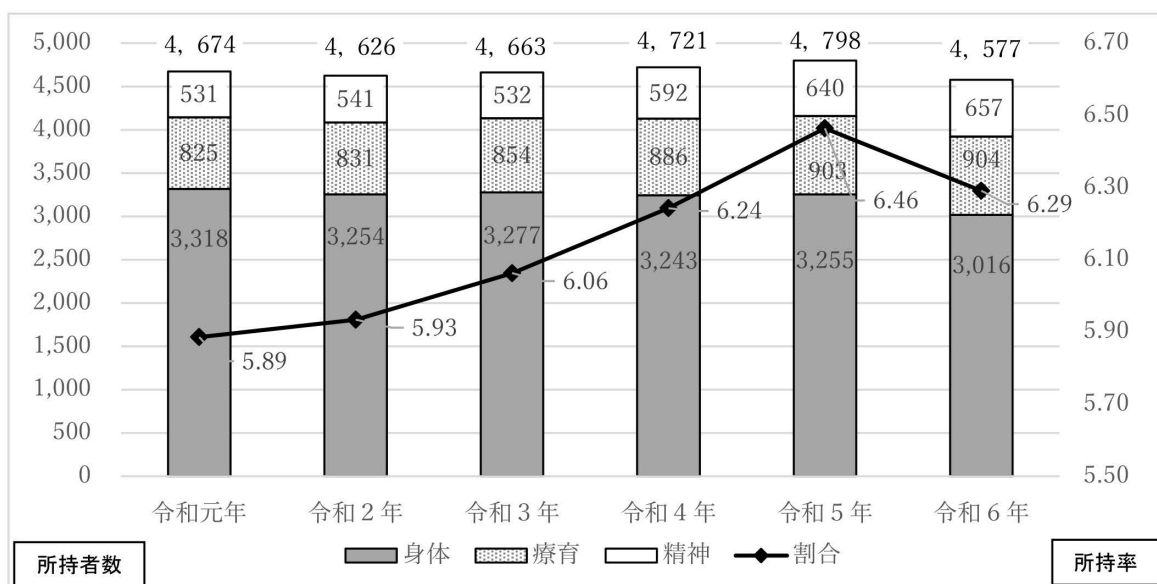
本市における障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は、令和元年には4,674人でしたが、令和6年には4,577人と97人減少しています。

身体障害者手帳の交付者数は、手帳交付者全体の約7割を占め、令和元年から令和6年までの6年間で302人減少していますが、療育手帳の交付者は79人増加、精神障害者保健福祉手帳の交付者は126人増加しています。

総人口が減少している一方で、手帳交付者（身体障害者手帳を除き）は増加しており、総人口に占める障害者手帳の所持率は、令和元年に5.89%でしたが、令和6年には6.29%となり、増加傾向にあります。

図5 【障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人、%)



※登米市福祉事務所生活福祉課資料

こうした状況を踏まえ、本市では、「障がい者プラン（障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」を策定し、『だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまちとめ』を基本理念とし、障がいについての理解や配慮を促しながら、市民、行政、関係団体、サービス提供事業所などが連携を図り、「ともに支え合うまち」、「生き生きと生活できるまち」、「安心して暮らせるまち」を基本目標として設定し、複雑・多様化する障がい者ニーズに的確に対応しながら、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組んでいます。

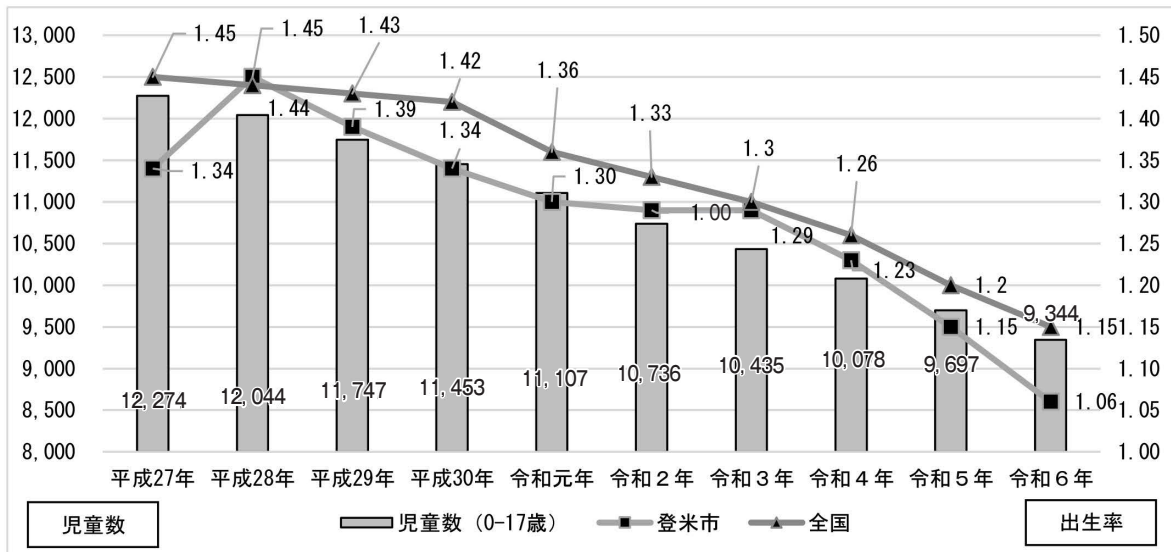
③児童福祉の状況

本市の児童（0歳～17歳）の人口について、平成27年は12,274人でしたが、令和6年には9,344人となり、この10年で約2割以上減少しています。

また、合計特殊出生率（その年の一人の女性が一生に産む子どもの数の平均）においては、平成28年の1.45（全国1.44）から下がり続け、令和5年には1.15（全国1.2）となり、全国平均を下回る傾向も続いています。

図6 【児童の人口と合計特殊出生率の推移】

（児童数単位：人）



※児童数：住民基本台帳

※合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」（登米市の令和6年は概数）

こうした状況を踏まえ、本市では、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『安心・子育て・住み続けたいまち・とめ』を基本理念とし、親の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じないように、子どもの最善の利益を考慮し、教育・保育の充実・向上を図っています。

さらに、すべての子どもが等しく確実に成長できる社会の実現に向け、「子どもの成長に合わせた教育・保育環境の整備」、「多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実」、「支援を必要とする子ども・家庭への支援」、「仕事と生活の調和の実現に向けた取組」、「子どもが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現」を基本方針として設定し、各種の施策を推進しています。

④健康づくりの状況

本市の平均寿命（0歳時点で何歳まで生きられるかを統計から予測した平均余命）は、平成28年は男性80.54年、女性87.76年でしたが、令和4年では男性80.55年、女性87.14年となっています。

また、健康寿命（日常生活を制限されることなく健康的に生活を送ることのできる期間）は、平成28年は男性78.69年、女性84.07年でしたが、令和4年では男性78.90年、女性83.53年となっており、宮城県を下回っていますが、県との差は縮小傾向にあります。

図7【平均寿命の推移】

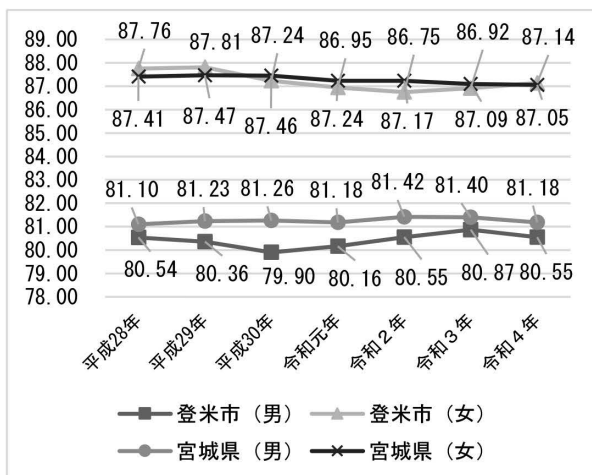
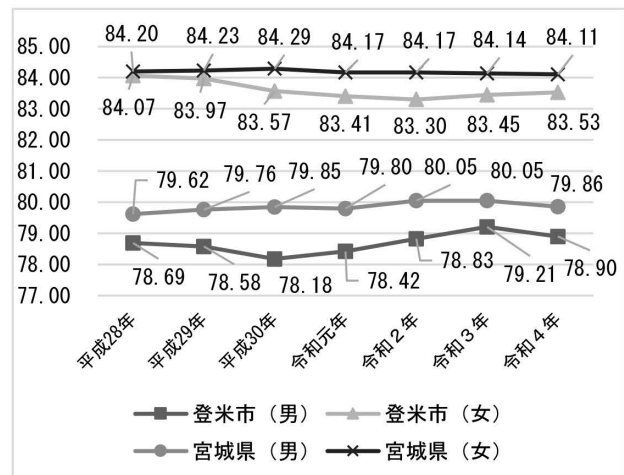


図8【健康寿命の推移】（単位：歳）

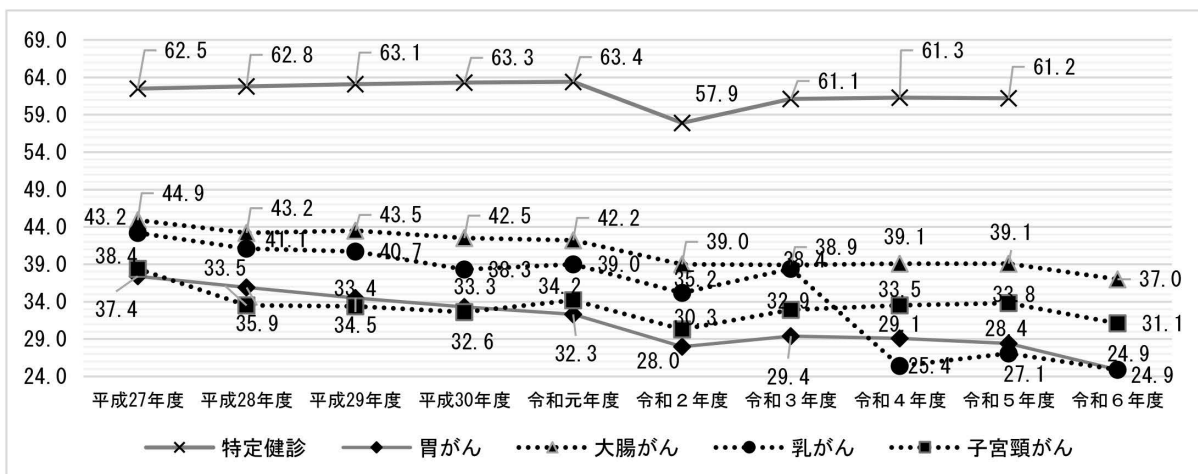


※宮城県資料（データから見たみやぎの健康）

特定健康診査受診率は国の目標の60%前後で推移していますが、各種がん検診の受診率については国の目標60%には届いていない状況です。

図9【特定健診と各種がん検診受診率の推移】

（単位：%）



※特定健診・特定保健指導法定報告保険者別結果、登米市各種がん検診受診結果

こうした状況を踏まえ、本市では「元気とめ食育21計画（健康増進計画・食育推進計画）」を策定し、『協働による健康なまちづくり・食育の推進』、『自然に健康になれる環境づくり』、『次世代へつなげる「豊かな食」』を基本方針として設定し、基本目標である『「健康寿命」の延伸』に向け、市民や地域、行政等の協働による健康なまちづくりに取り組んでいます。

⑤その他の福祉の状況

○生活困窮者等支援の状況

社会経済環境の変化に伴い、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層（非正規雇用労働者、高校中退者、ニート、ひきこもり等）の増加を踏まえ、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

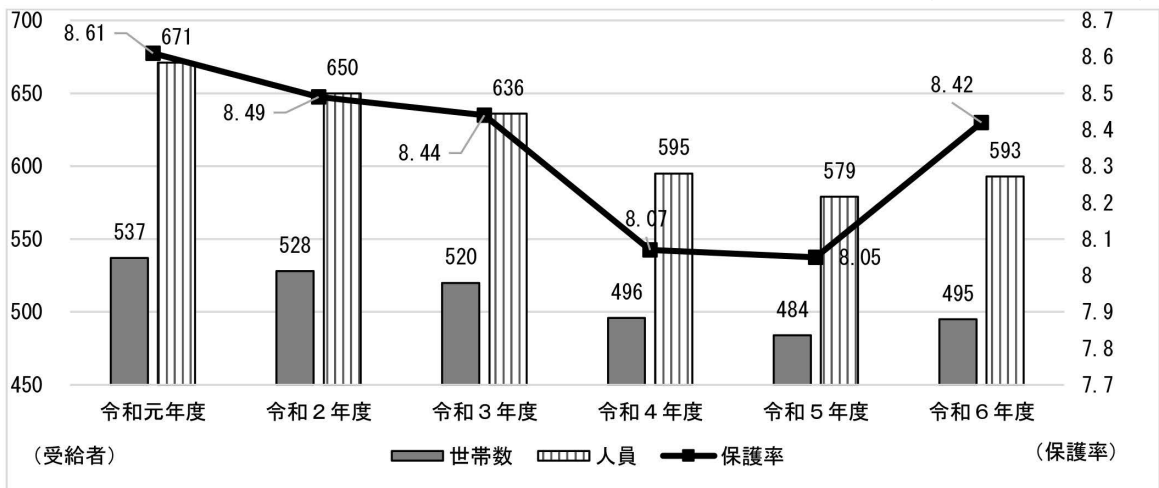
その法制化の背景には、生活保護受給者への支援だけではなく、生活保護に至っていない方に対する包括的な支援体系の創設を目指すことがあり、相談支援の充実や就労、居住確保、子ども・若者支援の推進が求められています。

本市の生活保護受給者等の推移は、総人口の減少により、受給者数や保護率（人口1,000人当たりの生活保護受給者の比率）は令和元年度をピークに減少傾向にありましたが、令和6年度は増加に転じています。

また、生活困窮者自立支援における相談支援件数は、令和2年度から減少傾向にありますが、生活困窮者が抱える課題は複雑で、支援のニーズは増しており、相談支援体制の強化や就労支援員の設置等、生活困窮者への自立支援の推進に取り組んでいます。

図10 【生活保護受給者等の推移】

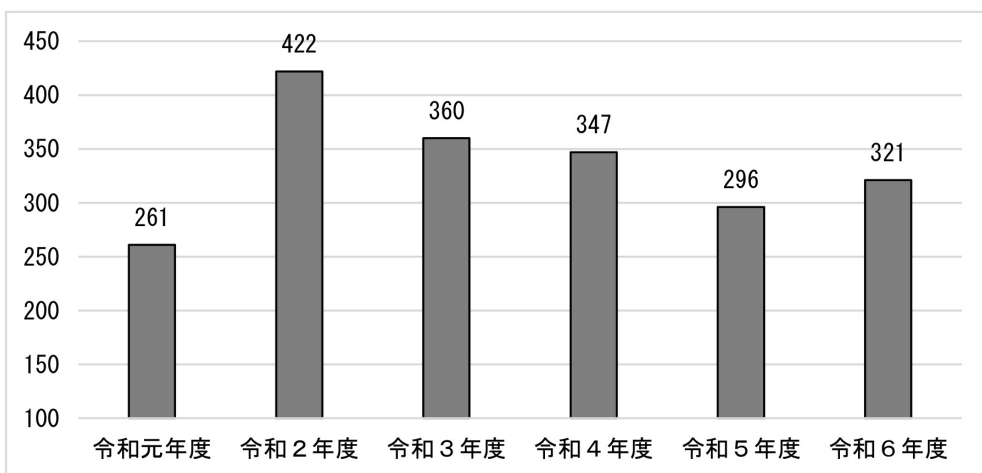
（単位：世帯、人、%）



※福祉行政報告例（年度平均）（令和6年は登米市福祉事務所生活福祉課資料）

図11 【生活困窮者自立支援における相談支援件数の推移】

（単位：件）



※登米市福祉事務所生活福祉課資料

○成年後見制度の利用状況

地域福祉を推進するうえでは、市民一人一人の人権を尊重し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視が大切です。

認知症、知的障がい又は精神障がいのある方など、判断能力に不安を抱えている方を親族等が支援者として支えています。全国的には支援者の高齢化により、支援者亡き後への不安感が増えています。

こうした中、国においては、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度利用を促進する体制づくりを進めています。

本市では、地域包括支援センターにおいて、成年後見制度等による高齢者の権利擁護に関する相談支援を実施し、本人の判断能力が不十分な場合で、本人や親族による成年後見制度の申立が困難な場合には、市長により申立を行っています。

判断能力に不安を抱えている方が、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、司法書士や社会福祉士、弁護士等の専門職の方と連携し、今後の支援への取組を検討しなければなりません。

図12 【成年後見制度の利用者数と申立件数の推移】

(単位：件)

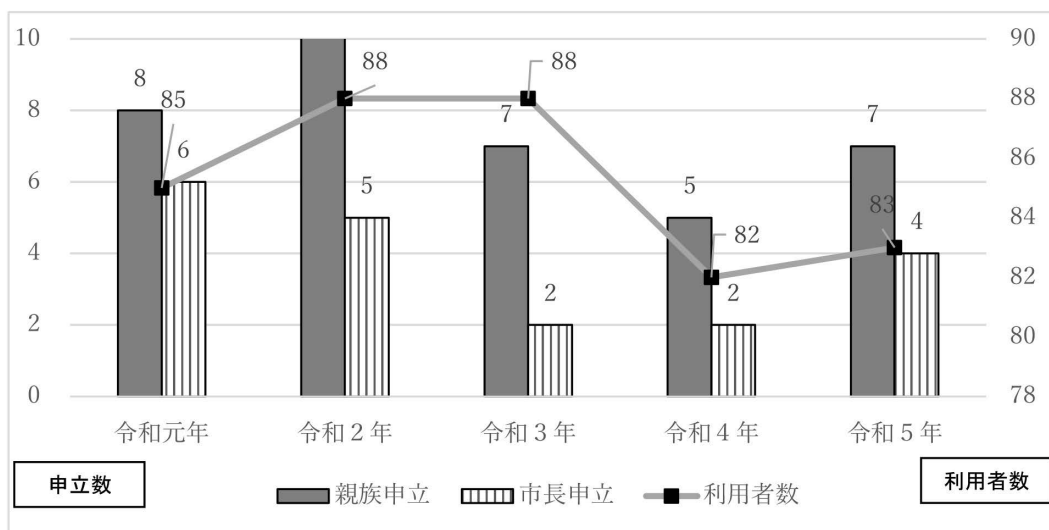
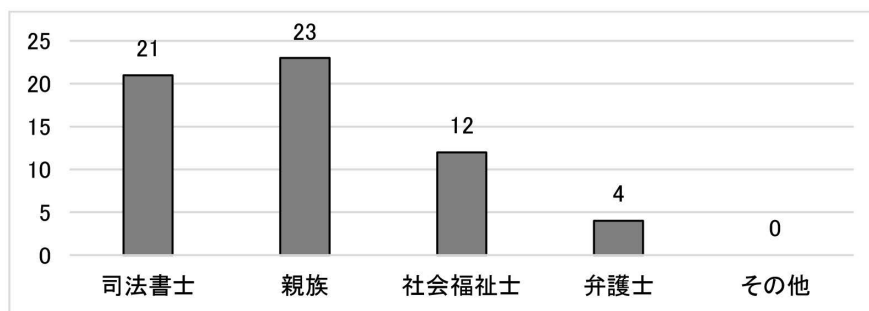


図13 【直近5年間の申立に際して選任された後見人等の区分】 (単位：人)



※図12,13：仙台家庭裁判所統計資料

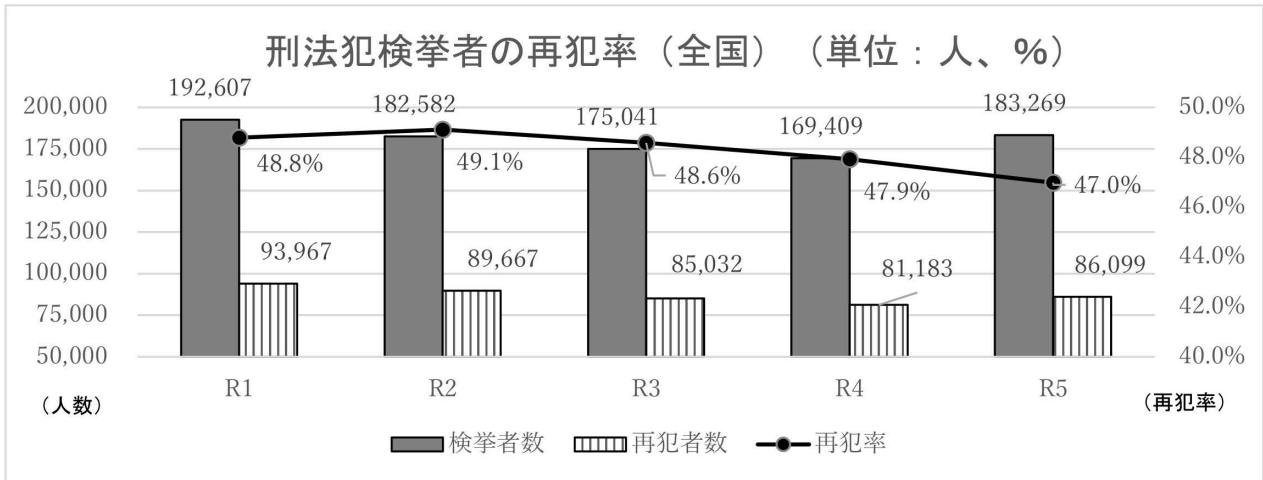
○再犯防止の状況

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、犯罪を未然に防ぐことだけでなく、犯罪に及んだ人が社会復帰し、自立した生活を送ることができる環境づくりが大切です。

刑法犯検挙者の再犯率の推移を見ると、全国及び宮城県内において、再犯率は令和元年度から減少傾向にあります。また、刑法犯検挙者数及び再犯者数は令和元年度から減少傾向にありましたが、令和5年度に再び増加に転じました。

図14 【刑法犯検挙者の再犯率の推移（全国）】

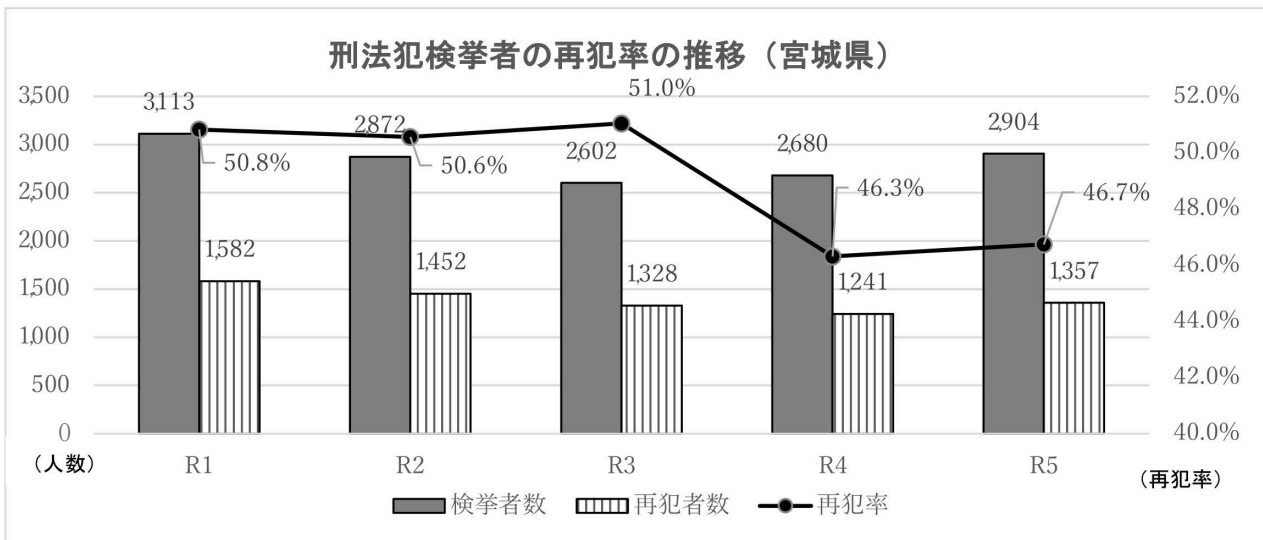
（単位：人、％）



※令和6年版再犯防止推進白書

図15 【刑法犯検挙者の再犯者率の推移（宮城県）】

（単位：人、％）



※第二次宮城県再犯防止推進計画

犯罪に及んだ人の約半数が再犯に陥る背景として、刑期を終えて再び地域で生活することになっても、仕事や住居等の確保が困難といった理由による生活困窮、犯罪歴を理由とする周囲からの偏見、社会的孤立も一因と考えられます。

犯罪に及んだ人の孤立を防ぎ、社会復帰を円滑に進めていくには、更生サポートセンターや保護司等の更生保護関係者、福祉サービス事業者との情報共有等連携を進め、必要な支援につなげていく体制づくりを進めていくことが必要です。

○地域共生社会の実現に向けた状況

国においては、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、児童福祉、健康づくり、その他の福祉に関して、様々な分野が横断的に連携し、課題を抱えた方が地域において自立した生活を送れるよう、地域生活課題の解決に向けた支援を包括的に提供できる体制づくりを進めています。（「地域共生社会」の実現）

社会福祉法には、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念や、その実現に向けた取組の方向性が示されており、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることが義務づけられています。

本市においては、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、児童福祉、健康づくりの各分野については、地域生活の課題に向けた支援体制が整備されていますが、包括的な支援体制については十分な状況にはありませんので、今後においては、既存体制の連携等による体制づくりを検討していく必要があります。

国が推進する「地域共生社会」の実現の全体像イメージ

（資料：厚生労働省）

“我が事”

我が事・丸ごとの地域づくり

- ・住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ・市町村による包括的な相談支援体制の整備
- ・地域づくりの総合化・包括化
- ・地域福祉計画の充実、各種計画の総合化、包括化等

“丸ごと”

サービス・専門人材の丸ごと化

- ・公的福祉サービスの総合化、包括化
- ・専門人材のキャリアパスの複線化（医療・福祉資格に共通課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大等）

地域共生社会の理念の共有化
（国、自治体、社会福祉法人、住民）

2 第3期計画の評価

第3期計画の進行管理は、各分野別計画（①高齢者福祉計画・介護保険事業計画、②障がい者プラン、③子ども・子育て支援事業計画、④元気とめ食育21計画）において個別管理し、その評価をもとに検証して、次期施策を検討することとしていたため、第3期計画の基本目標ごとに、各分野別計画の施策の方向・個別事業等を区分して整理しました。

（1）基本目標 みんなでつなぐ思いやりの地域福祉を目指して

方向性	<p>地域福祉活動は、地域住民、ボランティア団体、福祉事業者、行政など多様な主体が協力し合うことが大切です。</p> <p>地域での支え合いと、思いやりを持って接する意識の醸成を図るとともに、地域で活動する人同士の交流の促進により地域福祉活動の仲間づくりを推進します。また、地域福祉を推進する様々な団体、組織の支える力が最大限発揮できるよう相互の情報共有と連携強化を図ります。</p>
具体的取組	<p>支え合い、思いやり意識の醸成に向けて、話し相手、相談相手となる活動の推進、ボランティア活動の周知等を進めるとともに、専門的な知識や技術を持つ多様な主体の力が最大限発揮できるよう研修会の開催、団体活動のPR、情報ネットワークの強化などを進めていきます。</p>

分野別計画	実施状況 (令和6年度)		評価
	目標・見込数	実績	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	老人クラブの育成	クラブ数：119 会員数：4,144人	<p>会員の高齢化、後継者不足等により会員数は減少傾向にありますが、生きがいづくり・健康づくりにつながる地域奉仕活動や健康増進事業等への支援が求められています。</p>
	敬老行事補助事業	対象者：11,958人	<p>高齢者に対する敬意と健康長寿への関心につながることから、今後も地域における敬老行事への支援が求められています。</p>
	地域活動への参加促進	関連事業の推進	<p>各種講座やスポーツ、文化活動等のほか、学校行事における郷土芸能伝承等のボランティア活動を展開しました。今後も高齢者の社会参加の促進に向けた取組が必要です。</p>
障がい者プラン	知的障害者社会参加促進事業 利用者数：200人	利用者数：99人	<p>新型コロナウイルスの影響により利用者数が大きく減少しました。5類感染症に移行したことから、利用者の増加に向けて、今後も継続した取組が求められています。</p>
	障がい者団体等の交流・活動支援による障がいへの理解促進	交流活動の促進	<p>障がいの種別の枠を越えた交流機会を支援し、相互理解を深める活動や障がいのない方との交流活動を促進しました。今後も継続した取組が求められています。</p>
	地域活動支援センターの充実 実施か所数：2か所 利用者数：30人	実施か所数：2か所 利用者数：32人	<p>利用者数は横ばい傾向にありますが、効率的な事業実施とともに利用の促進に向けて、今後も継続した取組が必要です。</p>

分野別計画	実施状況 (令和6年度)		評価
	目標・見込数	実績	
子ども・子育て 支援事業計画	地域子育て支援拠点事業 利用者：15,684人 実施か所：11か所	利用者：14,332人 実施か所：12か所	公立5か所、私立7か所で事業を実施しました。子育て家庭の親子がより安心して集える居場所づくりを推進し、地域全体で子育てを支える体制の構築につながりました。今後もさらなる事業の充実に向けた取組が求められています。
	妊産婦健康診査、 産前・産後サポート事業 の推進	産前・産後期における 相談の実施、親同士の 交流機会の創出	相談支援の実施やサロンの開催を通じた知識の習得支援とともに、親同士が交流できる居場所づくりを行いました。今後も出産や子育てに関する悩みを軽減するため、継続した取組が求められています。
元気とめ食育 21 計画	地域での食育の取組 (食生活改善推進員の伝 達講習回数) 23,000回 (令和7年度目標)	21,122回	伝達講習会により、地域住民が互いに健康づくりを通じて交流できました。今後も継続した取組が必要です。
検証	<p>各分野において、住民参加による地域福祉活動が実施されており、そのニーズも多様化していますが、一部の事業で地域福祉活動の担い手不足といった課題も見受けられました。</p> <p>地域での支え合いの取組を進めるには、住民一人一人に地域の出来事に関心を持ってもらうことが大切であり、今後も地域福祉活動について知る、体験するといったきっかけづくりを継続していくことが大切です。</p>		

(2) 基本目標 みんなで参加する地域福祉活動を目指して

方向性	地域福祉活動を継続した活動にするため、地域のリーダーや地域福祉活動を担う人材の育成、これまでの活動や知識を次世代に継承していくことが大切です。地域福祉活動への理解を深めるため、学校や家庭、地域における学びの機会の充実を図るとともに、関係機関が協力して担い手の育成を進めていくことで、身近な地域での福祉活動への参加を推進していきます。
具体的取組	ボランティア活動等の各種啓発、研修会や福祉体験プログラム等の学びの機会を充実させるほか、見守り活動等や日常生活の範囲内で誰もが参加できる地域福祉活動を進めていきます。

分野別計画	実施状況 (令和6年度)		評価
	目標・見込数	実績	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	地域介護予防活動支援事業 ・ミニデイサービス・シニアサロン 実施回数：3,190回 参加者数：23,000人 ・介護予防リーダー養成研修 実施回数：3回 参加者数：135人 ・介護予防ボランティア研修 実施回数：36回 参加者数：1,152人	・ミニデイサービス・シニアサロン 実施回数：3,314回 参加者数：31,910人 ・介護予防リーダー養成研修 実施回数：3回 参加者数：84人 ・介護予防ボランティア研修 実施回数：36回 参加者数：1,221人	高齢者の通いの場であるミニデイサービス・シニアサロンの開催支援を行い、通いの場において、地域包括支援センター職員やリハビリ専門職と協力した介護予防教室を開催し、普及・啓発活動を実施しました。また、介護予防リーダーや介護予防ボランティア研修を実施し、新たな担い手の人材育成に努めました。住民主体の介護予防活動の推進のため、今後も継続した取組が求められています。
	認知症サポーター養成講座 実施回数：25回 参加者数：500人	実施回数：24回 参加者数：673人	認知症への理解を深め、認知症の方やその家族を見守り、支援する応援者の育成に努めました。今後も、認知症高齢者やその家族が、安心して暮らし続けることができるよう、さらなる取組に努めます。
	介護予防普及啓発事業 実施回数：70回 参加者数：1,100人	実施回数：57回 参加者数：964人	実績値が実施回数・参加者数ともに下回りましたが、介護予防に対する意識は浸透してきていると思われます。今後も、介護予防についての普及・啓発活動をさらに推進するため、継続した取組が必要です。
	高齢者の就労の場の確保	シルバー人材センター 会員数：842人 就業率：80%	高齢者の就労機会の創出や支援に努めました。今後も就労の場確保に向けて、継続した取組が求められています。
障がい者プラン	学校教育における福祉教育の推進	特別支援学校との交流、キャップハンディ体験による障がいに対する理解の促進	思いやりの意識の醸成に向けて、学校教育の中で障がいに対する理解の促進を図りました。体験学習等が地域福祉活動への参加につながるよう、今後も継続した取組により福祉教育を推進します。
	ボランティアの育成	研修会開催	手話奉仕員研修や手話教室を開催し、ボランティアの育成に努めました。住民の地域活動への参加を推進するため、今後も継続した取組が必要です。

分野別計画	実施状況 (令和6年度)		評価
	目標・見込数	実績	
子ども・子育て 支援事業計画	ファミリー・サポート・ センター事業 利用者人数：150人 研修会回数：5回 協力会員数：75人	利用者人数：124人 研修会回数：6回 協力会員数：80人	多様な保育ニーズに対応するため、子育て経験のある協力会員の確保に努めるとともに、利用会員が気軽にサービスを利用できる運用方法の検討を進めることが求められています。
	仕事と子育ての両立に 向けた取組の推進	仕事と子育ての両立に 向けた啓発	男性の育児休暇取得の促進、長時間労働の見直し等に関する研修を企業向けに推進しました。子育てしながらでも働きやすい職場環境づくりに向けて、今後も継続して、仕事と子育ての両立支援を推進することが求められています。
元気とめ食育21 計画	ゲートキーパー研修会	研修会回数：4回 参加人数：80人	民生委員等を対象にゲートキーパー研修会を実施し、地域の中で悩んでいる人に気づき、見守り、必要な支援につなぐなどの活動ができるよう支援しました。今後も継続した開催が求められています。
検証	<p>住民の地域福祉活動への参加の促進には、研修会や体験学習等学びの機会を通じたきっかけづくりが大切です。一時期新型コロナウイルスの影響から研修会等への参加者数は減少したものの、5類感染症への移行により再び参加者が増加傾向にあることから、住民の地域への関心の高さがうかがえます。</p> <p>今後も継続して研修会や体験学習等の学びの機会を提供することで、地域福祉活動への参加のきっかけづくり、担い手の養成といった取組が重要です。</p>		

（3）基本目標 みんなが利用しやすい福祉サービスを目指して

方向性	支援を必要としている人を的確に把握し、福祉サービスとのマッチングを図り、効果的にサービスを提供することが大切です。課題を抱える人に必要な情報が円滑に届き、必要な支援を受けられるよう既存の相談体制を充実させるとともに、福祉サービスの担い手が持つ情報の共有化を図り、協働して支援できる体制づくりを進めます。
具体的取組	課題を抱える人が必要な情報を取得できるよう、様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、アウトリーチによる的確なニーズの把握、サービスの担い手同士が情報共有しながら、適切な福祉サービスを効果的に提供していきます。

分野別計画	実施状況 (令和6年度)		評価
	目標・見込数	実績	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	介護予防把握事業	訪問によるニーズの把握	支援を必要とする高齢者を訪問し、支援のニーズを把握するとともに、介護予防活動への働きかけを行いました。必要とされる支援を把握するため、今後も継続した取組が求められています。
	相談体制の充実	地域包括支援センターとの連携、情報共有	地域包括支援センターを各総合支所内に配置し、多様な相談に対応できるように、地域資源等の把握や情報共有を図りました。今後も民生委員等の地域ネットワークと情報共有を行い、高齢者の総合的な相談窓口として、相談体制の充実が求められています。
障がい者プラン	支援制度の普及・啓発	情報媒体を活用した情報提供、ガイドブックの作成	広報やホームページ等各種媒体の活用、ガイドブック作成により支援制度の情報提供を行いました。障がいの特性に応じた情報提供の充実が求められています。
	相談支援体制の充実 指導・助言回数：10回 研修の開催：14件 連携取組の実施：2回	指導・助言回数：8回 研修の開催：14件 連携取組の実施：2回	相談支援事業を市内の2事業所に委託し、研修等による連携強化、人材育成を行いました。今後は地域の実情に合った相談支援体制のあり方の検討が必要です。

分野別計画	実施状況 (令和6年度)		評価
	目標・見込数	実績	
子ども・子育て 支援事業計画	相談支援体制の充実	支援制度の周知、情報提供	子ども家庭センターを中心に、妊産婦や子育て世帯に対する情報提供、相談支援を行いました。今後も関係機関との連携により相談支援体制の充実に努めます。
	「登米っこ♪すこやかナビ」の登録者数の増	登録者数：1,783人 (令和2年度末より815人の増)	「登米っこ♪すこやかナビ」への登録を推進し、子育て支援に関する情報やイベントなどの配信を実施しました。効果的に子育て世帯を支援するため、より充実した情報の配信に向けた取組が求められています。
	待機児童ゼロの推進待機児童数：0人	待機児童数：0人	認定こども園の整備などの取組により、保育所等待機児童数は0となっています。 一方で、共働き家庭の割合が増加し、保育施設の利用希望者は依然として多いことから、今後も安心して子どもを預けられる環境づくりに向けた取組が求められています。
元気とめ食育21 計画	情報発信の充実	広報・ホームページ等による情報発信	広報やホームページ等により、健康づくり、食育の啓発・情報発信を行いました。今後もさらなる充実が求められています。
検証	<p>地域における課題を発見し、効果的な福祉サービスを提供するには、福祉制度等に関する情報発信とともに相談支援機関との連携が大切です。また、相談、訪問等により支援ニーズが把握されることで、課題を抱える人への支援や地域福祉活動の創出につながる場合もあります。</p> <p>各分野で福祉制度等に対する普及啓発、相談支援の充実にに向けた取組が行われていますが、一方で福祉に対するニーズも複雑・多様化しており、それに対応するため、人材の育成、多様な担い手との連携・協働といった体制の充実に努める必要があります。</p>		

（4）基本目標 みんなの福祉向上を目指して

方向性	地域の中には、支援の声を上げることができずに地域から孤立する方、生活困窮等により複雑で多様な課題を抱える方、自己決定や財産管理の判断能力に不安のある方もいます。支援が必要な人と支援する人とのつながりや人権尊重意識の向上を図り、地域で暮らす人々の福祉の向上を目指します。
具体的取組	あいさつ運動や見守り活動を通じ、課題を抱える人やその家族との関係づくり、支援機関との連携による課題の早期発見及び支援の充実を図るとともに、成年後見制度の啓発・相談支援による制度の普及に取り組みます。

分野別計画	実施状況 (令和6年度)		評価
	目標・見込数	実績	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業	利用者数：247人	緊急通報機器を貸与し、緊急時の支援体制整備を行うことにより、日常生活上の安全の確保と精神的な不安の解消を図りました。今後も継続した取組が必要です。
	配食サービス事業	利用者数：281人 配食数：32,308食	居宅を訪問して食事を提供し、安否の確認を行うことにより、自立した生活の継続を支援しました。今後も継続した取組が必要です。
	高齢者見守り事業	高齢者の見守りに関する協定の締結	新聞販売店や郵便局等の事業者と協定を締結し、高齢者の見守り体制を構築しました。今後も継続した取組が求められています。
	高齢者虐待防止及び対応の強化	高齢者虐待の防止、早期解決に向けたネットワークの構築、推進	登米市高齢者及び障がい者虐待対策連絡協議会を開催し、関係機関と情報共有を図り、虐待の防止、早期対応に努めました。今後も関係機関と連携しながら、高齢者や養護者に対して適切な支援に向けて対応の強化に努めます。
障がい者プラン	権利擁護の推進	障がいを理由とする差別の解消の普及啓発、ヘルプカードの普及啓発	障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮について普及・啓発を行いました。今後も差別の解消に向けて取組を推進します。
	障がい者虐待の防止	虐待防止の啓発、関係機関との連携による虐待対応	虐待の種類や通報義務についての啓発、関係機関と連携して事案の対応を行いました。 障がいのある方が安心して地域で暮らすため、今後も継続して虐待防止に努めます。
	犯罪被害等防止対策	犯罪被害等の防止に対する普及・啓発	消費者トラブルや犯罪被害を防止するため、関係機関と連携し情報提供を行いました。 障がいのある方が安心して地域で暮らすため、今後も継続して関係機関との連携を図ります。

分野別計画	実施状況 (令和6年度)		評価
	目標・見込数	実績	
子ども・子育て 支援事業計画	ひとり親家庭の自立支援 と経済的支援の充実	高等職業訓練促進給付 金、児童扶養手当等の 支給	ひとり親家庭に対する経済的 支援を行い、生活の安定を図りま した。今後も、ひとり親家庭の自 立と子どもの福祉増進に向けて 支援の充実に努めます。
	虐待等の早期発見・ 予防対応体制の強化	相談体制の構築、関係 機関との情報共有によ る孤立の防止	母子の居場所づくり・仲間づ くりを推進するとともに、関係 機関と連携しながら孤立防止な どの予防対策を実施しました。 今後は、民間と協働した支え合 いの体制づくりに向けて連携が 必要です。
	要保護児童対策地域協議 会会議開催回数： 3回 要保護ケース数： 53 件 訪問件数 :370 件	要保護児童対策地域協 議会会議開催回数:3回 要保護ケース数:55 件 訪問件数 :367 件	要保護児童対策協議会を開催 し、関係機関が支援を必要とす る家庭の情報共有を行いなが ら、保護者の適切な養育支援、 ヤングケアラーに対する支援を 行いました。 子どもが安全安心な環境で育 つことができるよう、継続して 関係機関の連携を図ります。
元気とめ食育 21 計画	見守り活動の推進	保健活動推進員による 見守り・声掛け	保健活動推進員の子育て応援 訪問や総合健診の従事により見 守りや声掛けを推進しました。 引き続き、地域のつながりを 持ちながら生活できる体制づく りの推進に努めます。
検証	虐待等の防止や早期発見、支援が必要な人の孤立を防止し、必要な福祉サービスの提供につなげていくには、地域における声掛けや見守り等のコミュニケーション、居場所づくりが大切です。 各分野において関係機関が連携し、支援が必要な人の孤立を防止する取組がされていますが、今後地域における多様な主体との協働を進めながら、さらなる福祉の向上に努めます。		

（5）基本目標 みんなが安心して暮らせる地域共生社会を目指して

方向性	地域共生社会の実現に向けた取組は、地域福祉の持続可能な活動につながります。分野の「縦割り」の考え方や「受け手」・「支え手」という関係を超えて、支援を必要としている人、地域住民、福祉事業者、行政の力を結集し、みんなが安心して暮らせる地域共生社会づくりを進めていきます。
具体的取組	ワークショップや居場所づくりの推進等による地域福祉活動の強化、専門職やコーディネーターの育成支援を通して包括的な支援体制やネットワークづくりに取り組みます。

分野別計画	実施状況 (令和6年度)		評価
	目標・見込数	実績	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	地域包括ケア体制の推進	地域ケア会議等の充実	市全体の地域包括ケア体制推進に向けて、各分野の代表者からなる、地域包括ケア体制推進会議を開催したほか、地域包括支援センターが主体となり、地域の関係者や多職種協働による、個別事例の課題分析を行いました。今後も、個別ケースへの対応や、地域課題の発見・解決に向けて推進体制の充実に努めます。
	地域の支え合い体制の整備	生活支援体制の整備	生活支援コーディネーターを配置し、情報収集した地域資源等の周知、活動団体への働きかけ等支え合いの取組を推進しました。今後も、地域の支援体制の充実・強化に向けて、支え合い体制のさらなる充実に努めます。
障がい者プラン	施設入所者の地域生活への移行 施設入所者数：109人 地域移行者数：7人	施設入所者数：112人 地域移行者数：0人	施設入所者の地域生活への移行に向けて、関係機関と連携しながら必要な支援を進めましたが、実績はありませんでした。さらなる取組が必要です。
	障がい者の就労支援 一般就労移行者数：10人	一般就労移行者数：7人	事業所と連携して就労支援を行いました。目標を下回りました。今後は就労の定着に向けた取組が必要です。
	就労定着支援事業利用者数：12人	就労定着支援事業利用者数：9人	
	児童発達支援センターの設置 施設数：1か所	施設数：1か所	現在、児童発達支援センターこじかが障がい児支援の中心的役割を担っています。今後は、重層的な支援体制の構築に向けて民間事業者とも連携した取組が求められています。

分野別計画	実施状況 (令和6年度)		評価
	目標・見込数	実績	
子ども・子育て 支援事業計画	延長保育事業 利用者数：405人 実施施設数：17か所	利用者数：479人 実施施設数：17か所	保護者の就労形態の多様化等を受け、延長保育事業を実施しました。 実施施設に対する利用者数は増加傾向にあるため、高まる保育ニーズに対応できるよう、保育士の確保に向けた取組が求められています。
	一時預かり事業 (幼稚園・認定こども園) 利用者数：153人 実施施設数：18か所 (保育所) 利用者数：34人 実施施設数：5か所	(幼稚園・認定こども園) 利用者数：200人 実施施設数：19か所 (保育所) 利用者数：32人 実施施設数：2か所	保護者の突発的な事情により保育が困難な場合に、一時預かり事業を実施しました。 実施施設に対する利用者数は増加傾向にあるため、高まる保育ニーズに対応できるよう、保育士の確保に向けた取組が求められています。
	放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ参加児童数：1,208人 放課後子ども教室実施小学校数：10校	放課後児童クラブ参加児童数：1,204人 放課後子ども教室実施小学校数：9校	保護者が就労などにより日中家庭にいない小学校の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供するとともに、放課後子ども教室の活動を通じて地域住民との交流や学びの機会を提供しました。 放課後児童クラブや放課後子ども教室については、学校再編による学校統廃合に併せて、活動場所の確保や、ボランティア等の担い手の確保に向けた取組が求められています。
元気とめ食育21 計画	協働による健康なまちづくり・食育の推進	地域の企業、団体等と連携した情報発信	学校や地域の団体等と連携しながら健康づくり・食育を推進しました。 地域の活動を通して、今後も関係機関や地域の団体と協働した健康づくり・食育の推進を図ります。
検証	地域の課題を住民が解決できる体制づくりに向けて、市民同士のコミュニケーションを増やし、地域における多様な担い手と連携しながら地域福祉活動が進められています。各種計画において、地域で支え合う取組が推進されていますが、「互助」の活動に対してはなお一層の継続した支援が必要であり、今後も地域福祉のリーダーの育成、担い手の確保等を含め、さらなる育成が必要とされています。		

3 アンケート調査

新たな法律の施行や社会的な問題になっている事項については、本市においても、今後、計画的に取り組まなければなりません。

第3期計画を策定した際、新たな地域の課題として「子どもの貧困」、「ひきこもり」について調査を実施しましたが、支援のニーズが表面化しにくい傾向があり、本計画の策定にあたり、改めて本市の概況や問題点等について調査を実施しました。

（1）子どもの貧困

平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和6年に「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」として法律が改正されました。

改正法の中で、貧困によって子どもの権利利益の侵害、社会からの孤立が深刻化していることから、子どもの貧困の解消に向けた対策は、現在起きている貧困だけでなく、将来の貧困を防ぐことを目的として推進することとし、貧困については家庭のみの責任とせず、社会的な取組として対策を推進するものとされています。

また、貧困の解消に向けて、貧困の状態にある者の妊娠から出産まで、その子どもが大人になるまで各段階における支援が切れ目なく行われるよう、包括的な対策を実施することとし、各分野を横断する基本方針の下、重点施策が実施されることとなっています。

本市では、これまで生活困窮者自立支援策や母子父子家庭のひとり親に対する支援策等を講じてきていますが、地域の子どもの貧困の実態の現状を把握するため、本計画策定に向けた基礎資料として、令和6年2月に実施した「子どもの生活実態調査」の結果を用い、子どもの貧困に係る現状・課題を分析することとしました。

○調査時期 令和6年2月5日～同年2月20日

○調査方法 高校生以下の子どもがいる保護者を無作為に抽出し、アンケート調査を実施（紙またはWebで回答）

○調査概要

調査対象者	配布数	回答数	回答率
高校生以下の子どもがいる保護者	1,200人	632人	52.7%

○主な調査結果

① 子どもの貧困率

回答世帯数	632世帯
生活困窮世帯※	43世帯
貧困率	6.8%
国（令和3年度）	11.5%

○今回の調査に回答した世帯のうち、生活困窮世帯に該当する世帯は43世帯でした。

調査によると、生活困窮世帯に該当する世帯の約6割がひとり親世帯であり、就労形態についてパートタイム・非常勤職員と答えた人が多く見受けられました。

また、困ったことがあった際に、気軽に相談できる相手がいるかという問いについて、生活困窮世帯では「いない」と答えた人の割合が多く、支援を必要としていても声をあげることができず、孤立している状況も見受けられました。

※生活困窮世帯：世帯の可処分所得（手取り収入）が国の相対的貧困（世帯所得が等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で除した値）の半分に満たない状態）に相当する水準の世帯としたもの。（世帯員2人175万円未満、3人210万円未満、4人245万円未満等）

※アンケート調査結果の詳細は、資料編（45ページ～）に掲載しています。

（2）ひきこもり

長期間のひきこもりは、社会生活への参加を困難とし、社会的に孤立して生活が立ち行かなくなる深刻なケースにつながり、社会問題となっています。

今後、本人や家族への支援策を検討するにあたり、その概況を把握するため、地域の実情に精通している民生委員児童委員へアンケート調査を実施しました。

○調査時期 令和7年10月24日～同年11月14日

○調査方法 市内の民生委員児童委員（主任児童委員を除く）へのアンケート調査

○調査概要

調査対象者	配布数	回答数	回答率
民生委員児童委員	209人	172人	82.3%

○主な調査結果

①地区内に「ひきこもり等の状態」の方がいますか。

項目	回答人数（人）	割合（%）
いる	63	36.6
いない （過去にはいた）	76 (19)	44.2
わからない	33	19.2

※回答した民生委員児童委員の人数。（ ）は内数

②地区内のひきこもり等の状態の方の人数

人数 (A)	世帯数 (B)	参考（令和7年11月末人口、世帯数）			
		人口 (C)	割合(%) (A)/(C)	世帯数 (D)	割合(%) (B)/(D)
134	120	70,612	0.19	27,136	0.44

※全体では、120世帯、134人のひきこもり等の状態の方が存在し、人口ベースでは0.19%（約530人に1人）、世帯ベースでは0.44%（約230世帯に1世帯）となっています。

※アンケート調査結果の詳細は、資料編（50ページ～）に掲載しています。

4 地域福祉の課題

（1）分野別計画において課題として捉えている事項

各分野別計画において、「地域」に関する事柄を課題として捉えて、基本目標や基本方針を設定している事項を整理します。

①高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢化の進展、高齢者のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の増加などから、安心して日常生活を送るための介護サービスや生活支援のニーズは増加し、多様化していくことが推察され、市民ニーズ等を踏まえながら、必要に応じた適切なサービスを利用できる体制づくりと、介護保険制度の安定的かつ円滑な運用のため、給付の適正化等に取り組んでいく必要があります。

また、高齢期になってもいきいきと元気に過ごせるよう、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができる環境づくり、心身ともに元気な高齢者が地域の担い手として活躍できる場や身近な地域で気軽に参加できる活動の場の提供に取り組み、地域の支え合い体制を推進していくことが重要となっています。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

②障がい者プラン

障がいのある方の生活課題やニーズが多様化する中で、課題に取り組み、障がいのある方が自立した社会生活を送るには、障がいに対する理解及び障がいのある方の特性に合った福祉サービスの提供が大切です。

令和6年に障害者差別解消法が改正されたことにより、事業者においても国、地方公共団体と同様に障がいを理由とする合理的な配慮が義務化されたこと、障がいを理由とする不当な差別の禁止がより具体化されました。

こうした状況から、障がいに対する偏見を無くし、人格や個性を尊重しながら地域で共生できる地域社会づくりの実現のために、障がいに対する理解促進のための取組や交流活動の促進、福祉教育の一層の推進が必要となっています。

また、障がいのある方が地域において自立した社会生活を送るためには、「地域生活支援」、「就労支援」等が重要となり、これまでも増して、関係機関、一般企業と連携・協力し、地域における雇用環境の整備と就労の定着支援、適切な規模のサービスの提供に取り組み、地域生活の定着を図る必要があります。

③子ども・子育て支援事業計画

ニーズ調査結果では、核家族化が進み、育児に協力してもらえる人が周囲におらず、子育てについて気軽に相談できる人や場所がないとの答えが増加しており、子育てに孤立感を感じる保護者が増加していることがうかがえます。

子どもを取り巻く社会環境が変化し家族形態が多様化している中、本市において子どもへの虐待等に関する相談内容は、複雑・困難化しています。

このことから、子どもに対する虐待被害を未然に防止するため、児童相談所、学校、保育施設、警察署、医療機関の関係機関に加え、地域の民生委員児童委員等が連携を図り、虐待防止ネットワークの強化に取り組むとともに、子育て家庭への支援の充実を図る必要があります。

不安感を抱きやすい時期にある妊産婦や子育て中の保護者と子どもに対しては、相談体制の充実や相談窓口の周知を図るとともに、教育・保育施設や地域の人が寄り添い、不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう、子育て家庭を地域で支え、育てる取組の推進が重要です。

さらに、経済的に不安を抱える家庭については、子育て支援のほかに生活支援、就労支援、経済的支援といった総合的な支援が求められています。

また、本市では、これまで幼稚園・保育所再編方針に基づき、認定こども園の整備を推進し、教育・保育の一体的な提供を図り、保育の受け皿の拡大に努めていますが、少子化が続く中、働き方やライフスタイルの変化に伴い多様化する教育・保育ニーズへの対応が求められています。

④元気とめ食育21計画

本市の健康寿命は令和4年において、男性が78.90年、女性が83.53年となっており、県平均と比較すると依然として低い水準にあります。ただし、県との差は縮小傾向にあります。

また、本市の健康課題である脳血管疾患及び心疾患の標準化死亡比（SMR）は、依然として県平均を上回る水準で推移しています。

令和5年度の特定健康診査における有所見者の割合は、血糖（HbA1c）に関して約80%、血圧に関して50%を超えており、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は、全国及び県平均と比べて高い状況です。

さらに、成人期以降の喫煙や飲酒の課題、運動習慣のない人の割合の高さも見られ、生活習慣病に起因する生活習慣の改善が求められています。加えて、従来からの課題である小・中学生の肥満も依然として重要な健康課題です。

こうした中、尿ナトカリ比を活用した健康教育などの取組が血圧の安定の一端を担っているとみられ、一定の効果が認められています。

これらの状況を踏まえ、これまでのライフステージに応じた取組を継続するとともに、性差や年齢などによる特徴的な課題を考慮した「ライフコースアプローチ^{*}」の視点を取り入れ、生活習慣の改善と定着、生活習慣病の予防及び重症化予防、養・食育の推進に向けた対策をより一層強化していく必要があります。

そのため、今後も健康寿命の延伸を目指し、市民や地域団体、企業等と連携・協働し、誰もが健康に暮らせるまちづくりを推進していくことが求められています。

^{*}ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期まで各段階をつなげて経時的にとらえ、性差や年齢などによる特徴的な課題を踏まえ、健康や生活を考える方法

⑤その他の福祉*

○生活困窮者等の支援

経済的な困窮に加え、心身の状況や地域社会からの孤立など、生活困窮者が抱える課題は複雑な場合が多く、支援のニーズは増加しています。

生活困窮者の経済的自立や日常生活・社会生活における自立を促進するため、自立相談支援事業を中核として、生活困窮者の状況に応じて支援していく必要があります。

経済的に厳しい状況にある子育て家庭がひとり親家庭に多く見られることから、子どもの貧困対策をより促進するため、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援など、総合的な支援が求められています。

○成年後見制度

認知症、知的障がい又は精神障がいなどによって判断能力に不安を抱えている方が、財産管理や契約行為を行う際に、成年後見人などの支援者に法律行為の支援を受けられる成年後見制度というものがあります。

判断能力に不安を抱えている方が、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、この制度の周知と利用促進を図るとともに、司法書士や社会福祉士、弁護士等の専門職の方と連携し、今後の支援への取組を検討しなければなりません。

○再犯防止

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、本市における再犯防止施策を総合的かつ計画的に推進するための「地方再犯防止推進計画」として位置付けるものです。犯罪や非行をした人が、地域社会の一員として円滑に社会復帰し、自立した生活を送れるよう支援することで、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、犯罪を未然に防ぐことだけでなく、犯罪に及んだ人が社会復帰し、自立した生活を送ることができる環境づくりが大切です。

刑期を終えて再び地域で生活することになっても、仕事や住居等の確保が困難といった理由による生活困窮、犯罪歴を理由とする周囲からの偏見、社会的孤立などの問題も考えられ、再犯防止に関する地域の意識の醸成を図っていくことが大切です。

また、犯罪に及んだ人の孤立を防ぎ、社会復帰を円滑に進めていくには、更生サポートセンターや保護司等の更生保護関係者、福祉サービス事業者との情報共有等連携を進め、必要な支援につなげていく体制づくりを進めていくことが必要です。

○地域共生社会の実現

少子高齢化や核家族化の進行など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活や福祉課題が多様化、複雑化し、介護、障がい、子育て、生活困窮など多分野にわたる相談を包括的に受け止め、複合的な問題を抱える方への適切な支援を提供できる多機関の協働による包括的な支援体制の構築が求められています。

また、社会的な孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、将来の不安などについて、地域全体で支え合うことを目指していく必要があります。

本市では、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、児童福祉などの分野別については、地域生活や福祉課題の解決に向けた支援体制が整っていますが、社会的な孤立や制度の狭間の問題を含めた複合的な問題を抱える方を包括的に支援していく体制については足りない状況にありますので、今後においては、包括的な支援体制の構築に向けて、分野別になっている既存体制の連携方法等について検討していく必要があります。

※その他の福祉：高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン、子ども・子育て支援事業計画、元気とめ食育21計画以外の福祉に関する事項で、本地域福祉計画で共通して取り組むべき施策等

（2）課題に対する今後の推進

本市の現状、第3期計画の評価、アンケート調査結果、地域福祉の課題に基づき、今後の課題を次の5つに整理し、今後の推進について、基本目標として設定します。

①住み慣れた地域で支え合うための環境づくりに関する課題

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、年代や支え手、受け手という関係を超えて地域で共に支え合っていくことが重要となります。

地域福祉の課題解決に向けて、各福祉分野の事業所や専門職との連携を図るとともに、地域住民やボランティア団体等も協力して、生活支援、相談等の各種福祉・保健サービスを提供できる環境づくりのさらなる充実が必要です。

今後の推進

基本目標（1）

②人口減少に伴う地域福祉活動の担い手不足に関する課題

人口が年々減少傾向にあり、これからさらに少子高齢化が進行する中、地域福祉活動に参加する担い手が不足すると、地域福祉活動の弱体化と地域コミュニティ活動の停滞が懸念されます。

身近な地域における福祉活動を担う人材育成は、これからも継続した取組が必要です。

今後の推進

基本目標（2）

③福祉サービスの周知・利用に関する課題

各福祉分野別に相談業務を行い、多様なサービスを展開していますが、課題を抱える市民には、相談窓口の情報が伝わりにくい場合もあります。

課題を抱える市民に対し、迅速に、適切な福祉サービスの提供を図るため、より効果的な周知方策を展開するとともに、分かりやすく気軽に相談でき、円滑にサービス利用ができるよう支援体制をより充実する必要があります。

今後の推進

基本目標（3）

④複雑・多様化するニーズや制度の狭間に関する課題

介護や病気、子育て、障がい、虐待のほかにも、高齢の親と働いていない独身の50代の子の生活を支える「8050問題（ひきこもり）」、介護や子育てに同時に対応しなければならない「ダブルケア」、「子どもの貧困」等、既存の制度だけでは解決に結びつかないケースや必要な人に支援が行き届かないようなケースもあります。

こうした問題に対しては、必要な福祉サービスを安定的に提供できるよう、関係者間の連携・支援体制をより充実させることが必要です。

今後の推進

基本目標（4）

⑤分野を超えて情報共有できるネットワークの強化に関する課題

様々な課題を抱えている人のニーズを受け止め、対応していくには、既存の分野別の相談体制の強化、充実を図るとともに、各福祉分野の施策を効果的に享受できるよう、分野別関係機関等の連携をより強化し、情報、支援策を共有できる横断的な取組に向けた仕組みの構築が必要です。

今後の推進

基本目標（5）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる福祉のまちづくり

すべての市民が人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域の中で、年齢や障がいの有無、家庭の状況にかかわらず、地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりを推進し、社会、経済、文化等のあらゆる活動に生きがいをもって参加できる地域社会の実現を目指すため、第1期計画から継続して掲げる『みんなが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる福祉のまちづくり』を本計画の基本理念とします。

2 基本目標

第3期計画では、基本理念の下、現在の国の動向や地域を取り巻く課題を5つに区分し、各分野での取組を推進するにあたっては、これまでの「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方を根底とした活動の下、5つの基本目標を定めました。

第4期計画においては、現在の国の動向や地域を取り巻く課題に大きな変化がないことから、第3期計画の考え方を継承し、次の5つの基本目標に基づき、施策を進めていくこととします。

基本目標（1） みんながつながり支え合う地域を目指して

地域福祉活動は、地域住民、ボランティア団体、福祉事業者、行政などの多様な主体が協力し合うことが大切です。

支援を必要としている人と支援している人がつながり、みんなが支え合う思いやりのある地域を目指しましょう。

基本目標（2） みんなが参加する地域福祉活動を目指して

地域のリーダーや地域福祉活動を担う人材の育成、これまでの活動や知識を次世代へ継承することは、地域福祉活動を持続した活動とするためには大切です。

子どもから高齢者まで、世代を超えてみんなが参加する地域福祉活動を目指しましょう。

基本目標（3） みんなが利用しやすい福祉サービスを目指して

支援を必要としている人が必要な情報を得ることができるよう多様な手段で情報発信するとともに、支援を必要としている人のニーズを的確に把握し、福祉サービスとのマッチングを図り、適切なサービスを提供することが大切です。

利用者の立場になって考え、みんなが利用しやすい福祉サービスを目指しましょう。

基本目標（4） みんなが自分らしく生活できる地域を目指して

複雑・多様化するニーズや制度の狭間に関する課題に対しては、良質な福祉サービスを安定的に提供できる取組が必要であり、一人一人の人権を尊重し認め合う、差別の無い意識が大切です。

支援の声を上げられない人や地域で孤立する人を無くし、みんなが自分らしく生活できる地域を目指しましょう。

基本目標（5） みんなが安心して暮らせる地域共生社会を目指して

地域共生社会（制度・分野の「縦割り」の考え方や「受け手」・「支え手」という関係を超えて、みんなが「我が事」として参加し、人と資源、世代を超えて「丸ごと」つながることで、地域を創っていく社会）の実現に向けた取組は、地域福祉の持続可能な活動に大切です。

支援を必要としている人、地域住民、福祉事業者、行政の力を結集し、みんなが安心して暮らせる地域共生社会を目指しましょう。

3 施策の体系

【基本理念】

みんなが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる福祉のまちづくり

【基本目標】

基本目標（1）

みんながつながり
支え合う地域を
目指して

基本目標（2）

みんなが参加する
地域福祉活動を
目指して

基本目標（3）

みんなが利用しやすい
福祉サービスを
目指して

基本目標（4）

みんなが自分らしく
生活できる地域を
目指して

基本目標（5）

みんなが安心して
暮らせる地域共生社会を
目指して

【基本方針】

①支え合い意識の醸成

②交流促進と仲間づくり

③多様な主体の相互連携

①参加しやすい福祉活動の
推進

②地域福祉の学びの充実

③活動の担い手育成

①情報発信の充実と工夫

②相談体制と情報共有の
強化

③ニーズ把握とサービスの
マッチング

①孤立を防ぐ関係づくり

②生活困窮世帯の自立支援

③権利擁護策の推進

①地域解決力の強化

②包括的な相談体制の仕組
みづくり

③多様な主体の協働による
支援

第4章 施策の方向性

1 基本目標（1） みんながつながり支え合う地域を目指して

基本方針① 支え合い意識の醸成

地域での支え合いの取組は、一人一人が地域福祉の活動に目を向けて気づくことから始まります。地域の活動に意識的に関心を持ち、近くで課題を抱えている人に気づく行動が大切であり、思いやりをもって接する意識の醸成を図ります。

《主な取組として》

- あいさつや声掛け運動の推進
- 話し相手、相談相手となる活動の推進
- 多様なボランティア活動の周知

基本方針② 交流促進と仲間づくり

地域福祉活動において、子ども・若者・高齢者の世代を超えて交流できる場を増やし、様々な地域福祉活動を知る、体験するといったことが参加するきっかけづくりとなります。

また、市内で活動をしている人同士の交流を促進し、地域福祉活動の仲間づくりを推進します。

《主な取組として》

- 情報発信の充実
- 地域行事のさらなる活性化
- 分野を超えた交流、研修会の開催

基本方針③ 多様な主体の相互連携

地域福祉を推進する様々な団体、組織が相互に連携し、情報の共有や課題解決のための各々の役割を確認し、課題を抱えている人を支え合うことが大切です。

専門的な知識と技術を持つ多様な主体の力が最大限発揮できるよう、日頃からの情報共有と、連携強化を図ります。

《主な取組として》

- 団体活動内容のPR等の強化
- 情報ネットワークの強化

2 基本目標（2） みんなが参加する地域福祉活動を目指して

基本方針① 参加しやすい福祉活動の推進

地域福祉の活動は、専門的知識が必要なものだけではありません。特に、互助の考えに基づく地域の範囲では、誰もが参加できる活動が、課題を抱えている人を勇気づけたり、課題を解決できたりする機会が多くあり、日常生活の範囲内で、できる活動から取り組む姿勢が、地域福祉活動の大きな力になります。

身近な地域で福祉活動に参加できるように、参加しやすい福祉活動を検討し、推進します。

《主な取組として》

- 見守り活動等の推進
- 防災に備えた互助による福祉活動の推進
- 自主的にできる活動の検討と推進

基本方針② 地域福祉の学びの充実

これまで地域福祉活動に参加したことがない方に対し、地域福祉活動への参加を急に促すことは難しい面があります。

お互いを思いやる気持ちを育み、地域福祉活動への理解促進のために、家庭や職場、学校などにおける学びの機会の充実に努めます。

《主な取組として》

- 啓発活動の充実
- 家庭内での学びの促進
- 地域福祉活動の学習機会、福祉体験プログラムの充実

基本方針③ 活動の担い手育成

互助の考えによる地域福祉活動は、一人一人の行動が大切ですが、地域全体で継続的に取り組んでいくためには、意欲あるリーダーや協力する人たちがが必要です。

関係団体・機関で協力し、活動の担い手の育成支援を推進するとともに、地域において、これまでの活動の経験と知識を次世代へ継承できる仕組み作りに取り組めます。

《主な取組として》

- 各種講座等の開催
- 世代を超えた交流会等の開催

3 基本目標（3） みんなが利用しやすい福祉サービスを目指して

基本方針① 情報発信の充実と工夫

地域コミュニティやボランティア団体、各福祉事業者、行政において、分野ごとに様々な福祉サービスを提供していますが、その情報を、課題を抱えている人へ円滑に届けることが、福祉サービスの迅速な提供と早期に課題を解決できる取組につながります。

これまでの情報発信をより充実するとともに、既存の方法にとらわれず、利用する方の立場に立って工夫します。

《主な取組として》

- 様々な情報伝達手段を活用した情報発信
- 定期的な活動誌の発行

基本方針② 相談体制と情報共有の強化

住民が抱える課題が多様化、複雑化していることから、介護、障がい、子育て、生活困窮など多分野にわたる相談を包括的に受け止め、解決できない課題を把握した場合は、適切な支援機関につなげていくことが求められています。

分野別で対応している既存の相談体制の連携を深めていくことで、課題を抱えている人がどこに相談しても適切な福祉サービスの提供につながるよう、各機関の情報を横断的に共有できる体制の強化を図ります。

《主な取組として》

- 相談体制の連携強化
- 横断的に情報共有できる体制の強化

基本方針③ ニーズ把握とサービスのマッチング

課題を抱えている人の悩みごとや原因を的確に把握するとともに、解決できる方法など、支援を必要としている方にどのような福祉サービスが最も効果的なのかをマッチングし、福祉サービスにつなげるのが重要です。

社会情勢の変化などにより、常に福祉ニーズがどのように求められているかを的確に捉え、複合化した課題を抱え、自分で情報収集や相談が困難な方に対して、必要な福祉サービスを効果的に提供します。

《主な取組として》

- アウトリーチ（出向く、外に手を伸ばす）による的確なニーズ把握
- 福祉サービスのマッチング（擦り合わせと選択）の強化
- 専門職の技術向上・育成

4 基本目標（4） みんなが自分らしく生活できる地域を目指して

基本方針① 孤立を防ぐ関係づくり

課題を抱えている人が支援の声を上げられず、地域で孤立するのを防ぐには、誰かとつながり続ける関係づくりが重要です。

特に、社会問題化している「ひきこもり」は、社会とのつながりを拒否している場合が多く、問題の性質上、支援するサービスにつながりにくい状況となっています。

また、犯罪に及んだ人が刑期を終え、再び地域で生活することとなった場合、地域で孤立しないよう見守り等により支え合い、生活基盤の確立に向けた支援をしていくことで、犯罪に及んだ人の社会復帰を進め、地域の再犯防止につなげていくことが重要です。

地域で孤立している人が抱える課題は表面化しないことが多く、課題の早期発見及び解決に向けて支援策の充実を図るとともに、関係者間の協力体制を確立し、孤立させない地域福祉を目指します。

《主な取組として》

- 見守り等による訪問やあいさつから始まる関係づくり
- 支援者の相談技術・知識の向上
- 支援機関との連携強化

基本方針② 生活困窮世帯の自立支援

生活困窮を起因として、地域での孤立、食生活の悪化による病気等につながりうることから、主体的に自立することが困難な世帯への支援は、今後も継続した支援策が必要です。

生活困窮者の多くは、経済面だけでなく、家庭や健康といった生活面の課題も抱えており、自立に向けた支援策は、個々のケースにより柔軟な対応が求められ、特に子どもがいる世帯には、その保育や教育に不公平が生じたりすることは避けなければなりません。また、ヤングケアラーの対策も喫緊の課題です。

本市の生活保護世帯はゆるやかな増加傾向にありますので、今後も社会保障としての制度に取り組むとともに、生活保護までに至る前段階での早期支援や就労支援、子どもの貧困対策の充実を図ります。

《主な取組として》

- 専門的な支援を行える事業者の育成
- 民間事業への支援と協力
- 生活困窮者自立支援施策の充実

基本方針③ 権利擁護の推進

ノーマライゼーションの考え方に基づき、認知症や障がいのある方等の権利擁護への取組は、一人一人の尊厳が保たれ、その人らしく生活するために大切です。

判断能力に不安を抱えている方への支援策として、日常生活への援助や金銭管理などを行う支援のほか、自己決定権の尊重と身上保護及び財産管理を行う成年後見制度があります。支援を必要としている方が円滑にサービスを利用しただけのよう、関係機関と連携し、普及・啓発や相談体制を充実させ、より利用しやすい制度となるよう支援策の充実を図ります。

また、虐待やDV等については、相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関・団体との連携による協議会を活用し、高齢者、障がい者、子どもなどへの虐待の防止と早期把握、適切な支援に努めます。

《主な取組として》

- 制度周知の充実
- 相談機関と支援者との連携強化
- 成年後見制度の利用助成支援策の充実と法人後見制度導入の検討

5 基本目標(5) みんなが安心して暮らせる地域共生社会を目指して

基本方針① 地域解決力の強化

地域で抱える課題は、その地域によって異なる場合があります。そこに住む人自ら地域の現状を把握し、なにが課題となっているか検討し、地域住民自らの活動で「地域の解決力を強化」する取組が大切です。

地域の個性や資源を活かし、すでに実践している自主的な取組の活動を充実・拡大していくことから始め、各種団体や福祉事業者、関係機関とともに地域の福祉活動を強化する取組を推進します。

《主な取組として》

- ワークショップ等の開催
- 地域福祉活動の場、居場所づくりの推進

基本方針② 包括的な相談体制の仕組みづくり

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進においては、身近な地域における関係者間のつながりと相談支援機関や福祉事業者間とのネットワークづくりが重要です。

複雑・多様化している課題に対しては、地域が持つ力と関係機関の支援を円滑につなげ、課題を抱えている人のニーズを起点に、支援策を複合的に検討できる地域のネットワークづくりが必要です。

そのため、重層的支援体制整備事業の活用について調査研究を行うとともに、関係機関の支援策や地域の関係者間の調整を図る専門職によるコーディネート支援の充実を図り、常に連携できる体制づくりを推進します。

《主な取組として》

- コーディネーターの育成
- 支援者間のネットワークづくり

基本方針③ 多様な主体の協働による支援

地域で福祉活動をする人材の育成・発掘、世代や分野を超えた多様な主体の交流促進などは、地域福祉の活動だけではなく、地域全体のまちづくりにつながっています。

複雑・多様化した課題を解決する仕組みづくりを推進し、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる福祉のまちづくりを進め、地域共生社会の実現を目指します。

《主な取組として》

- 分野横断的な支援体制の検討
- 地域福祉を担う人材育成支援

第5章 計画の推進

1 地域福祉を支える関係団体・機関との連携

地域における生活の課題が複雑・多様化する中、地域福祉を支えて推進していくには、関係団体や関係機関との連携は必要不可欠です。

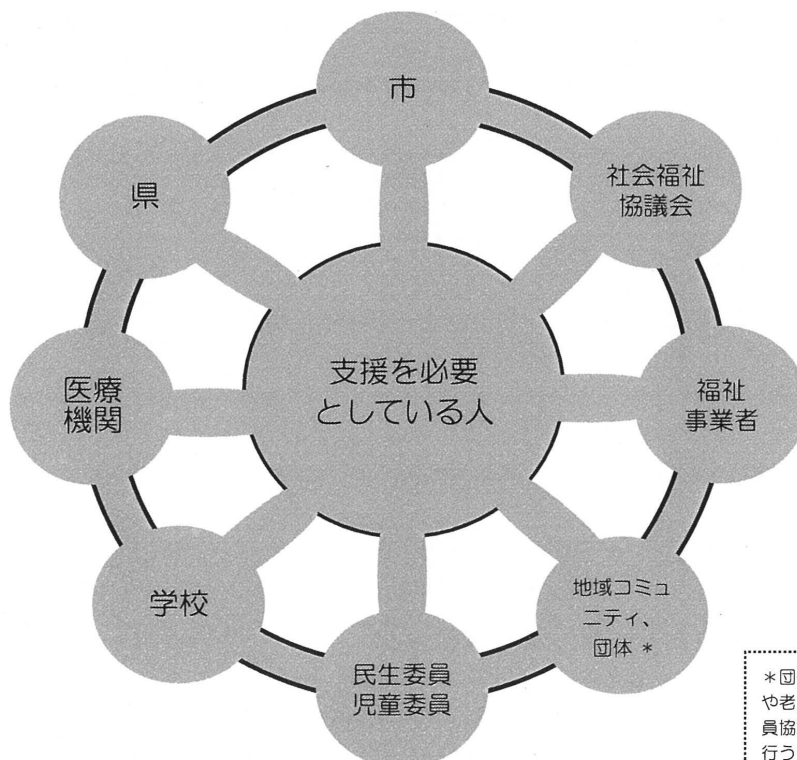
特に地域福祉の推進を図ることを目的に活動している登米市社会福祉協議会は、行政や他の福祉事業者だけでは支援しきれない「制度の狭間」にある人へ支援を行う担い手の中心的団体であり、ボランティア活動や地域福祉を推進する人材育成など、公益性の高い、地域に密着した拠点的役割が今後も期待され、その活動がより重要になります。

また、各分野に特化し、相談から専門的な医療・福祉サービスの提供まで行う社会福祉法人や民間法人、地域課題の早期発見・住民の地域課題への参加の担い手となる民生委員児童委員や地域コミュニティの団体等、それぞれの活動も地域福祉において重要な役割を持っています。

地域福祉において多様な担い手がそれぞれの持つ力を最大限発揮できるよう、関係者同士の連携をより強化し、「つながる」地域福祉を意識して、本計画を推進することで、支援を必要とする人に切れ目のない支援を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

【地域福祉を支える関係活動団体・機関の連携イメージ】

相談する先や支援している主体が違ってても、関係者みんながつながる地域福祉の推進を目指します。



*団体には、ボランティア協会や老人クラブ、食生活改善推進員協議会など、地域福祉活動を行う多様な団体が含まれます。

2 計画の進行管理と評価・点検

本計画の進行管理は、「登米市地域福祉計画推進会議」において行います。

関連する分野別計画である「登米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「登米市障がい者プラン」、「子ども・子育て支援事業計画」、「元気とめ食育21計画」との連携を図り、関連する事業などについては、関係部局と情報共有して、進捗状況や改善点を把握します。

また、計画の評価・点検については、本計画の基本目標ごとに、各分野別計画の評価に基づき整理し、定期的に検証します。

3 計画の周知

本計画については、関係部局等への計画書（冊子）の配布のほか、市広報紙やホームページ等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、市民一人一人が地域福祉について意識的に考えていただくため、各地域での取組や活動事例等を紹介し、さまざまな機会を活用して地域福祉への理解促進と協力を求めています。



資料編

1 子どもの生活実態調査に関するアンケート調査結果

○調査時期 令和6年2月1日～同年2月20日

○調査方法 高校生までの子どもがいる保護者を無差別に抽出し、アンケート調査を実施

○調査概要

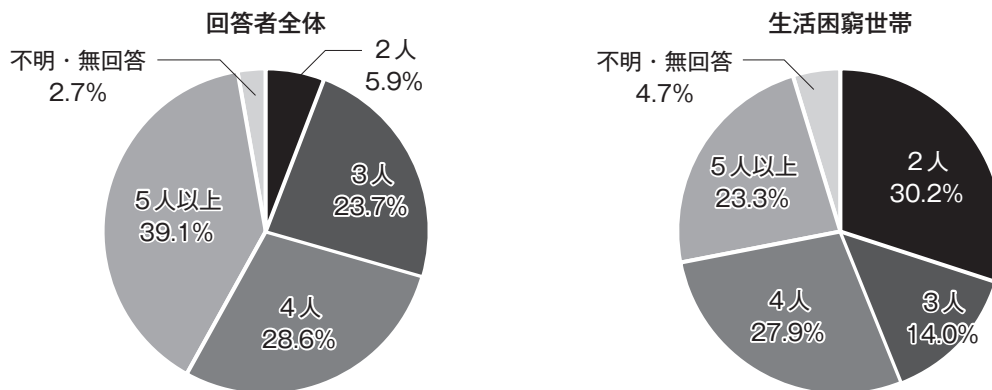
調査対象者	配布数	回答数	回答率
保護者	1,200人	632人	52.7%

○主な調査結果（※主な項目のみ掲載しているため、割合の合計は100%にはなりません）

① 子どもの貧困率

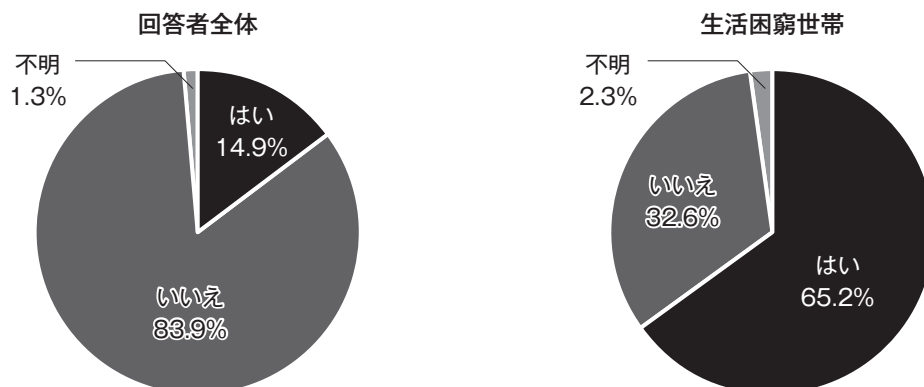
回答世帯数	632世帯
生活困窮世帯※	43世帯
貧困率	6.8%
国（令和3年度）	11.5%

② 世帯構成の状況



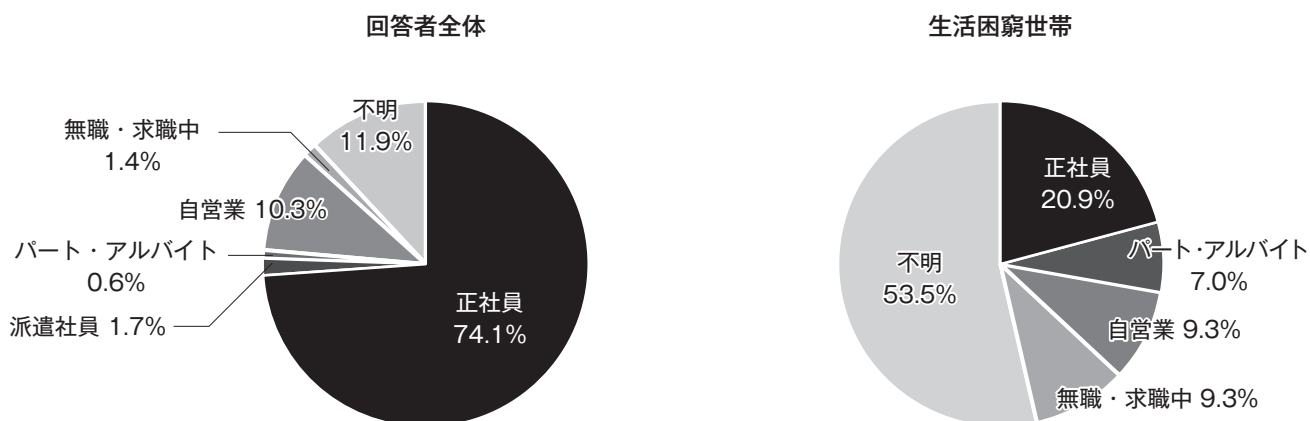
※回答者全体では、5人以上の世帯が多く、回答者のうち生活困窮世帯に該当する世帯は2人世帯が多く見受けられました。

③ ひとり親世帯の状況（ひとり親世帯に該当するかどうか）

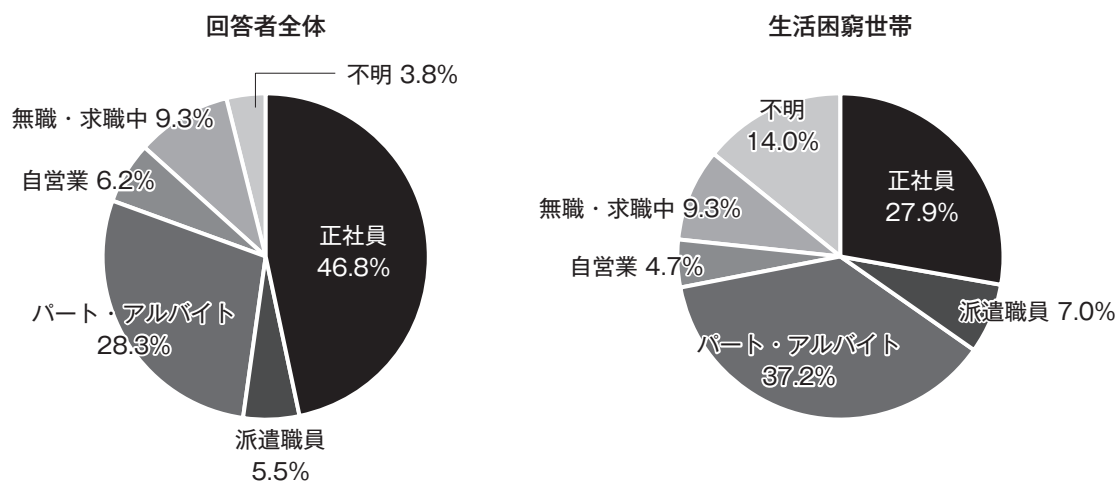


※回答者全体では、ひとり親世帯の割合は1割程度でしたが、回答者のうち生活困窮世帯に該当する世帯の約6割がひとり親世帯と回答しました。

④ 親の就労形態について (父親)

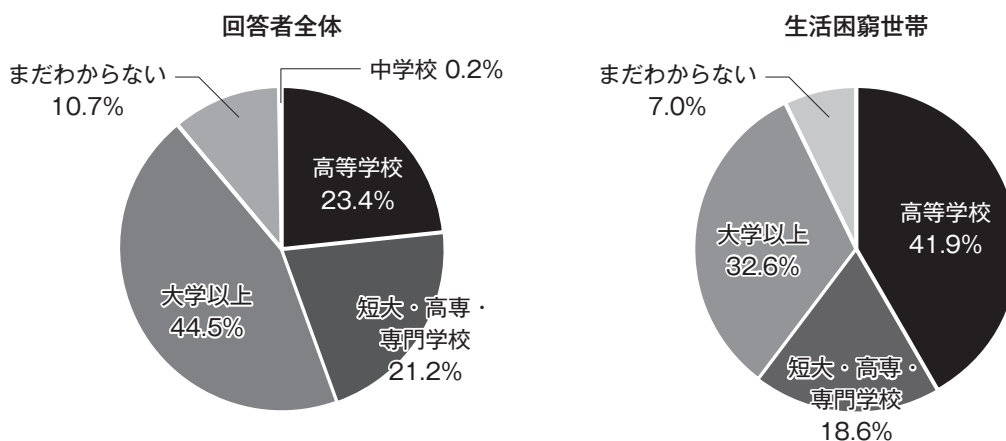


(母親)



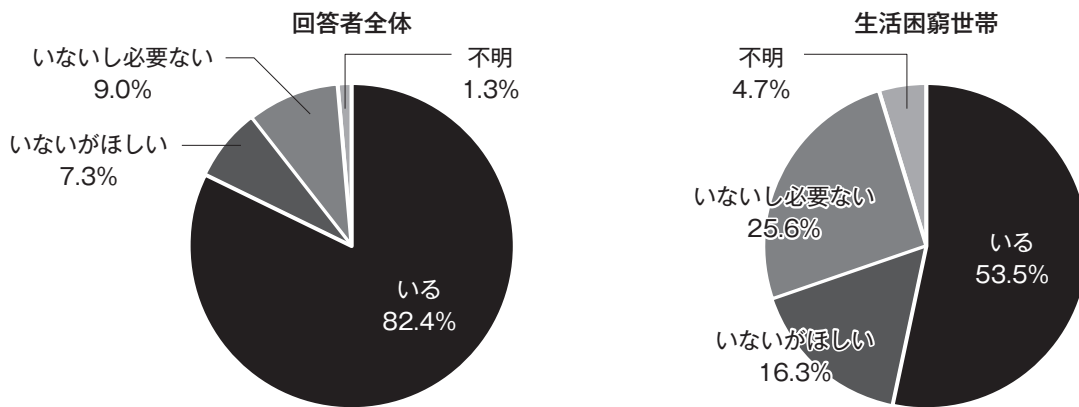
※回答者全体における親の就労形態は、正社員が多く見受けられましたが、回答者のうち生活困窮世帯に該当する世帯の就労形態は、正社員の割合が低く、パートタイム等の非正規雇用で働いているとの回答が多くみられました。

⑤ 親からみた子どもの進路希望



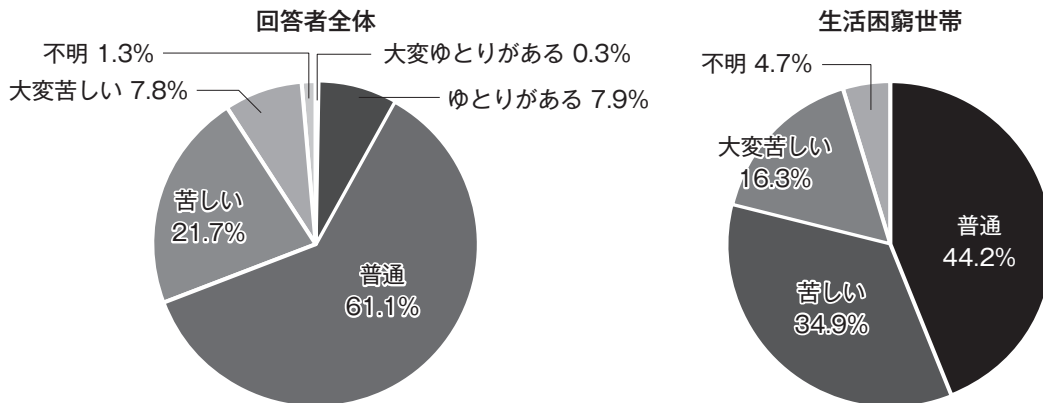
※回答者全体における親からみた子どもの進路希望は、大学以上まで進学を希望している世帯が多く見受けられましたが、回答者のうち生活困窮世帯に該当する世帯においては、高校進学を希望している世帯が多く、大学進学を希望する世帯は全体より少ない傾向が見られました。

⑥ 相談相手の有無



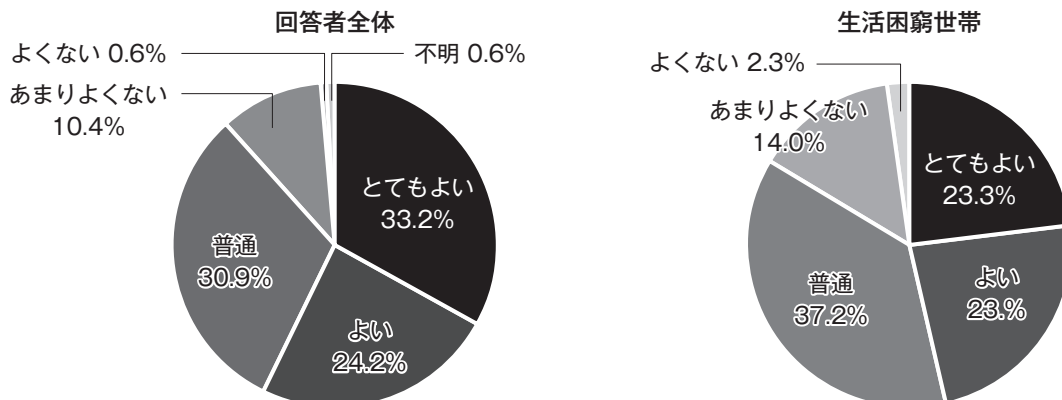
※困りごとがあった場合に気軽に相談できる人の有無について、回答者全体では約8割の世帯が、相談相手がいると回答したのに対し、回答者のうち生活困窮世帯に該当する世帯においては、いると答えた世帯が5割程度に落ち込み、希望の有無にかかわらず、相談相手がないと答えた世帯が4割を占めていました。

⑦ 家庭の暮らしの状況



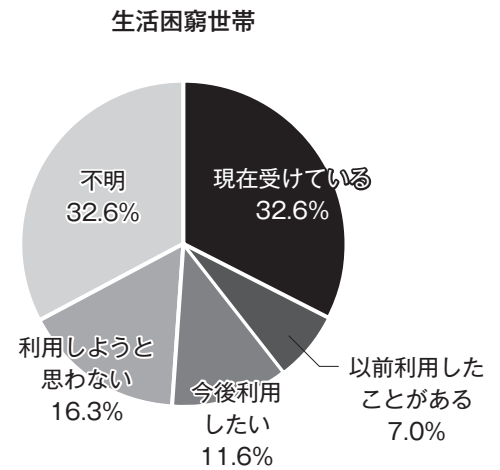
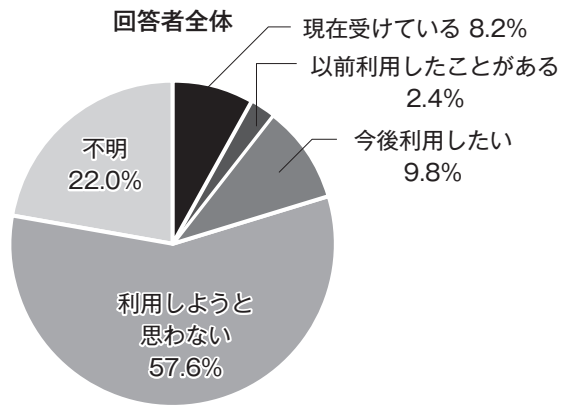
※家庭の暮らしの状況について、回答者全体では普通、ゆとりがある、大変ゆとりがあると答えた世帯は約7割を占めていますが、回答者のうち生活困窮世帯に該当する世帯においては、苦しい、大変苦しいと答えた世帯が約5割にのびりました。

⑧ 健康状態

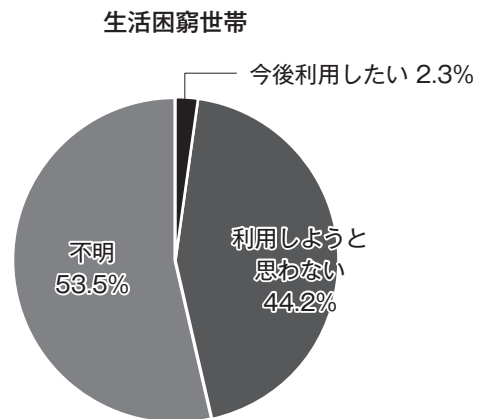
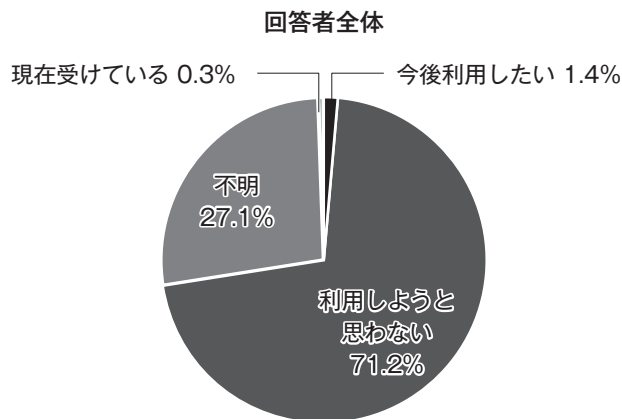


※健康状態について、回答者全体ではとてもよい、よいと答えた世帯は約6割を占めていますが、回答者のうち生活困窮世帯に該当する世帯においては、とてもよい、よいと答えた世帯が約5割にとどまり、あまりよくない、よくないと答えた世帯が若干多く見受けられました。

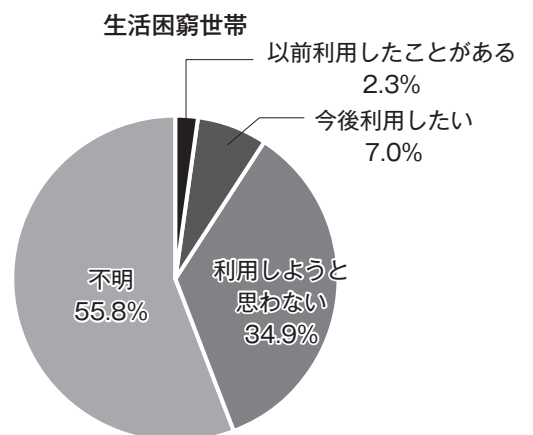
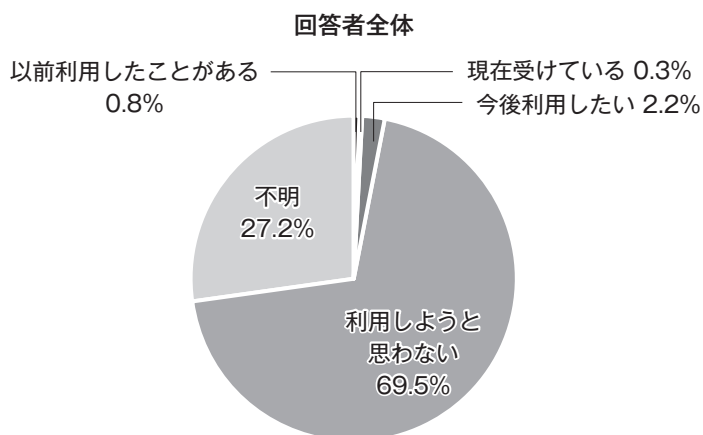
⑨ 各種支援制度の利用状況
(就学援助)



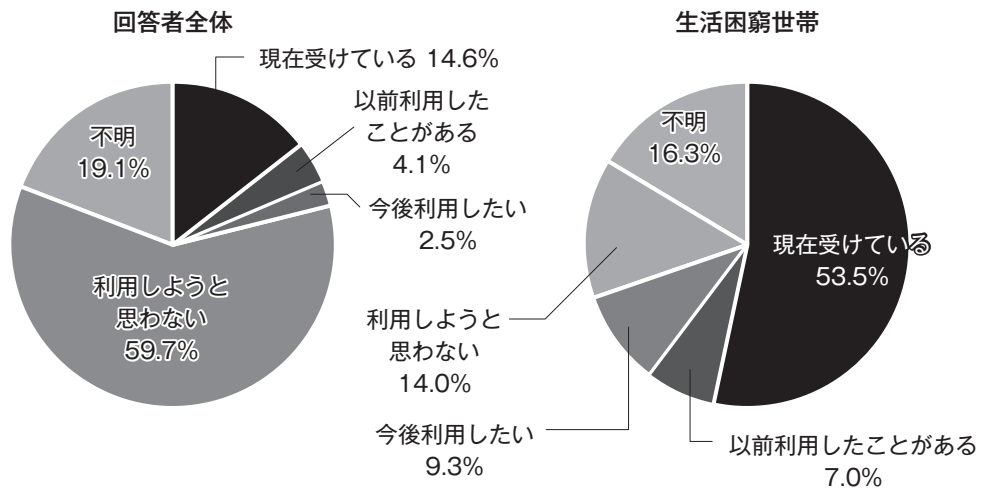
(生活保護)



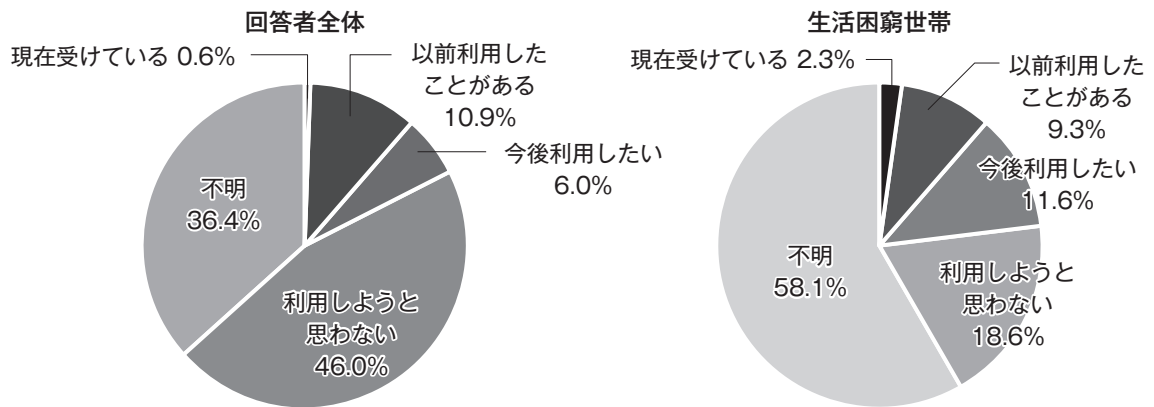
(自立支援相談窓口)



(児童扶養手当)



(失業給付)



※各種支援制度の利用状況について、特に就学援助、児童扶養手当を利用している世帯が多く見受けられましたが、生活保護や生活困窮に係る自立支援相談支援窓口の利用について検討している世帯が少なかったため、制度の周知等利用の推進に向けた取組が必要です。

2 ひきこもり等に関する実態調査結果

○調査時期 令和7年10月24日～同年11月14日

○調査方法 市内の民生委員児童委員（主任児童委員を除く）へのアンケート調査

○調査概要

調査対象者	配布数	回答数	回答率
民生委員児童委員	209人	172人	82.3%

○主な調査結果

① 地区内に「ひきこもり等の状態」の方がいますか。

項目	回答人数（人）	割合（%）
いる	63	36.6
いない （過去にはいた）	76 (19)	44.2
わからない	33	19.2

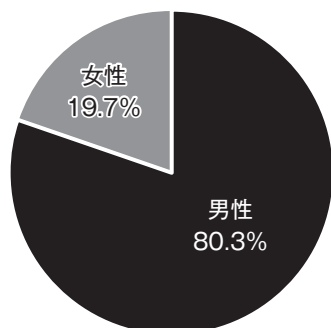
※回答した民生委員児童委員の人数。（）は内数

② 地区内のひきこもり等の状態の方の人数

人数 (A)	世帯数 (B)	参考（令和2年10月末人口、世帯数）			
		人口 (C)	割合(%) (A)/(C)	世帯数 (D)	割合(%) (B)/(D)
134	120	70,612	0.19	27,136	0.44

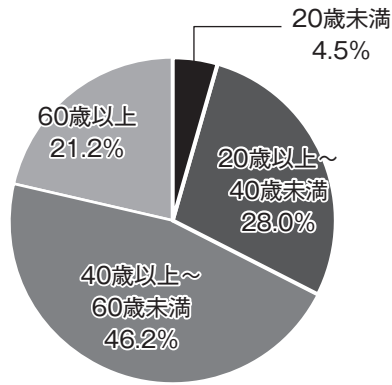
※全体では、120世帯、134人のひきこもり等の状態の方が存在し、人口ベースでは0.19%（約530人に1人）、世帯ベースでは0.44%（約230世帯に1世帯）となっています。

③ ひきこもり等の状態の方の性別・年齢



項目	人数
男性	106
女性	26

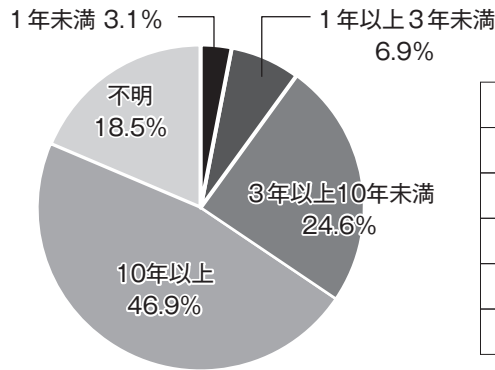
※男性が80.3%であり、女性に比べ男性の方がひきこもりの状態にある傾向です。



項目	人数
20歳未満	6
20歳以上～40歳未満	37
40歳以上～60歳未満	61
60歳以上	28

※40歳～60歳未満（46.2%）が半数以上となっており、次いで20歳～40歳未満（28.0%）、60歳以上（21.2%）となっています。

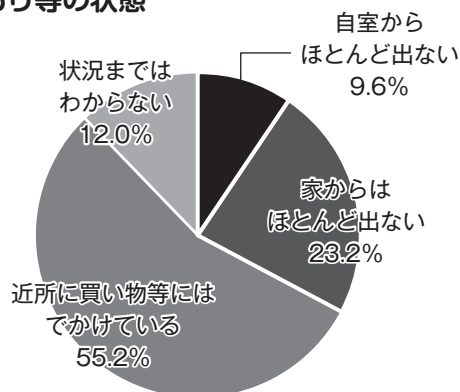
④ ひきこもり等の状態の期間



項目	人数
1年未満	4
1年以上3年未満	9
3年以上10年未満	32
10年以上	61
不明	24

※10年以上（46.9%）が最も多く、次いで3年以上10年未満（24.6%）となり、3年以上が7割以上を占め、長期間ひきこもりの状態となっているケースが大半となっています。

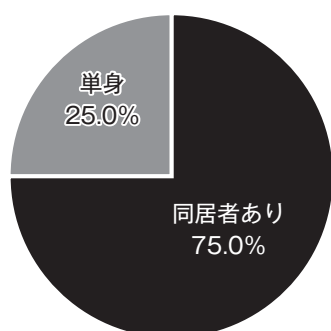
⑤ ひきこもり等の状態



項目	人数
自室からほとんど出ないようだ	12
自室からは出るが、家からはほとんど出ないようだ	29
近所に買い物等にはでかけているようだ	69
不明・その他	15

※近所に買い物等にはでかける（55.2%）は過半数を超え、自室からほとんどでない（9.6%）と家からほとんどでない（23.2%）の合計（32.8%）も3割強を占めています。状況までわからないケース（12.0%）は1割を超えています。

⑥ ひきこもり等の状態の方の家族構成等



項目	人数
同居者あり	90
単身	30

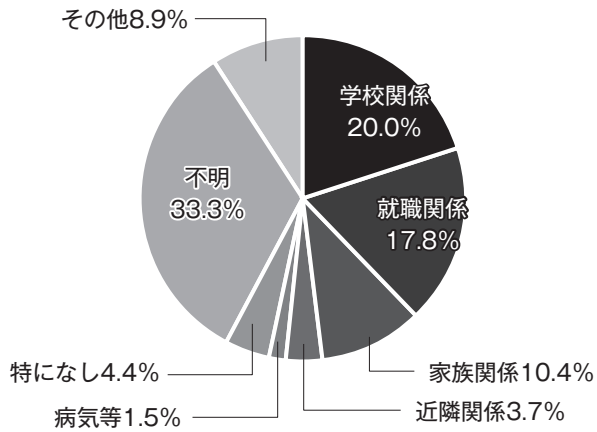
※同居の家族が居る方が75.0%であり、その家族構成は下記のとおり。

項目	人数	割合 (%)	備考
①父のみ	3	3.3	53人 (58.9%) ※8050問題に なりやすいケース
②母のみ	18	20.0	
③両親のみ	28	31.1	
④父、母と祖父母	4	4.5	
⑤配偶者のみ	3	3.3	
⑥その他 (上記項目に兄弟、兄弟のみ等)	34	37.8	
合計	90	100	

※⑥その他の区分(父、母、祖父母、配偶者のほか、兄弟姉妹、子ども)(37.8%)が約4割いるが、「8050問題」となりやすいケースとして、①～④の合計が53人(58.9%)と約6割を占めています。

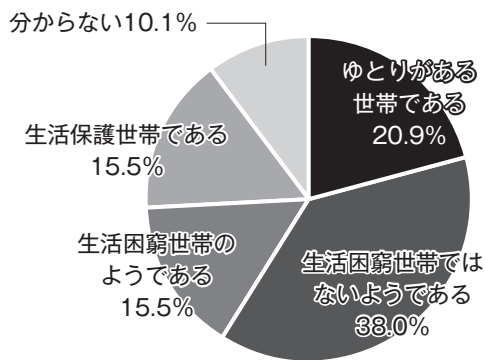
⑦ ひきこもり等の状態の方がひきこもりになったきっかけ

項目		小計人数	合計人数
学校関係	小中学生時の不登校	20	27
	高校生時の不登校	3	
	大学、専門学校等時の不登校	4	
	受験に失敗した	0	
就職関係	就職活動がうまくいかなかった	3	24
	職場になじめなかった	21	
家族関係	家族関係がうまくいっていなかった	10	14
	家族の介護、看護を担うようになった	4	
近隣関係	近隣住民との関係がうまくいっていなかった	5	5
病気等	病気やケガ等をきっかけとした	2	2
特になし	特にきっかけはない	6	6
不明	きっかけは分からない	45	45
その他		12	12



※学校関係（20.0%）が2割を占めており、次いで就職関係（17.8%）、家族関係（10.4%）、近隣関係（3.7%）となっていますが、きっかけが不明なケースが3割以上あり、問題解決に取り組む際の課題となります。

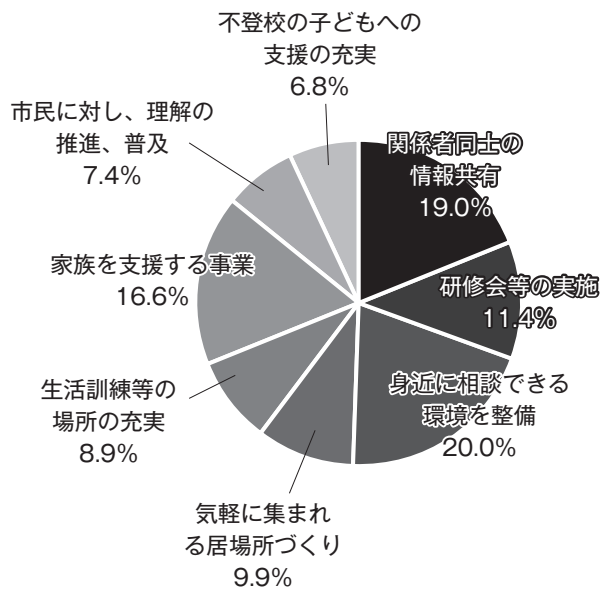
⑧ ひきこもり等の世帯の経済状況



項目	人数
ゆとりがある（ありそうな）世帯である	27
ゆとりはないが、生活困窮世帯ではないようである	49
生活保護世帯ではないが、生活困窮世帯のようである	20
生活保護世帯である	20
分からない	13

※ゆとりはないが生活困窮ではないようである（38.0%）が最も多く、次いでゆとりがある（ありそうな）世帯（20.9%）となっており、約6割の方は経済的には困窮していない状態という結果となりました。
 なお、生活困窮世帯のようである（15.5%）、生活保護世帯である（15.5%）と経済的に困窮している方は3割を超え、生活困窮者自立支援制度を活用した支援策も必要です。

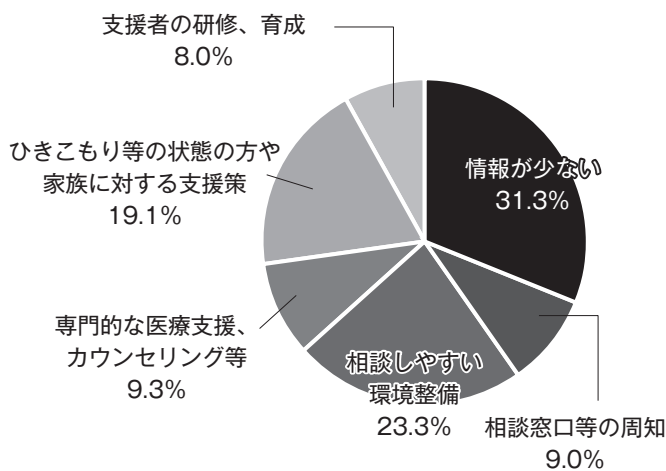
⑨ 必要な支援策



項目	人数
関係者同士の情報共有	95
支援する側の知識、対応技術の向上を図るための研修会等の実施	57
ひきこもりに関する相談窓口を設置し、身近に相談できる環境を整備	100
ひきこもり等の状態の方が気軽に集まれる居場所づくり	48
ひきこもり等の状態の方の自立に向けた生活訓練等の場所の充実	43
ひきこもり等の状態の方の家族を支援する事業	83
市民に対し、ひきこもりに関する理解の推進、普及	36
不登校の子どもへの支援の充実	34

※ひきこもりに関する相談窓口を設置し、身近に相談できる環境を整備（20.0%）が最も多く、次いで関係者同士の情報共有（19.0%）、家族を支援する事業（16.6%）、支援する側の知識、対応技術の向上を図るための研修会等の実施（11.4%）となっています。

⑩ 不足している支援策



項目	人数
民生委員児童委員への情報が少ない	121
相談窓口等の周知	35
相談しやすい環境整備	90
専門的な医療支援、カウンセリング等	36
ひきこもり等の状態の方や家族に対する支援策	74
支援者の研修、育成	31
その他	0

※民生委員児童委員への情報が少ない（31.3%）が最も多く、次いで相談しやすい環境整備（23.3%）、ひきこもり等の状態の方や家族に対する支援策（19.1%）となっています。

3 登米市地域福祉推進会議設置要綱

令和2年4月1日
告示第98号

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、登米市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、かつ、計画の進行状況の点検及び評価を行うため、登米市地域福祉計画推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 計画の策定並びに計画の進行状況の点検及び評価に関する事務
- （2） 地域福祉を推進するための問題点、課題等の検証に関する事務
- （3） 計画に関する関係機関等の総合調整に関する事務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、計画の策定等に関する事務

（組織）

第3条 会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 市の各種福祉計画の策定委員である者
- （2） 関係行政機関の職員
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から起算して5年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会長を互選する最初の会議は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

（検討委員会）

第7条 会議は、計画の策定及び推進に関する事務を総合的かつ効果的に行うため、必要に応じて検討委員会を置くことができる。

2 検討委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織し、委員長及び副委員長を置く。

3 検討委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 計画の策定及び推進に関する企画の立案並びに関係部局との連絡調整に関する事務
- （2） 前号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に関する事務

4 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、検討委員会について準用する。この場合において、第5条第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「会議」とあるのは「検討委員会」と、同条第4項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第6条中「会議」とあるのは「検討委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(作業部会)

第8条 検討委員会は、計画に係る専門的な事項の調整等を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織し、部会長及び副部会長を置く。

3 作業部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 計画の策定及び推進に関する企画の立案に関する専門的な事項の調査、分析及び検討に関する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に関する事務

4 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、作業部会について準用する。この場合において、第5条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「作業部会」と、同条第4項中「副会長」とあるのは「副部会長」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第6条中「会議」とあるのは「作業部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(謝金)

第9条 会議の委員（第3条第2項第2号に掲げる委員を除く。）には、予算の範囲内で謝金を支給するものとする。

(庶務)

第10条 会議並びに検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉事務所生活福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年5月29日から施行する。

別表第1（第7条関係）

委員長	市民生活部長
副委員長	福祉事務所長
委員	市民生活部次長
	まちづくり推進部市民協働課長
	市民生活部市民生活課長
	市民生活部国保年金課長
	市民生活部健康推進課長
	福祉事務所長寿介護課長
	福祉事務所子育て支援課長

別表第2（第8条関係）

部会長	福祉事務所長寿介護課長寿社会係長
副部会長	市民生活部市民生活課市民総務係長
委員	まちづくり推進部市民協働課市民活動支援係長
	市民生活部国保年金課保険給付係長
	市民生活部健康推進課保健推進係長
	福祉事務所子育て支援課児童福祉係長

4 登米市地域福祉計画推進会議委員名簿

区 分	各関係個別計画	氏 名	所属団体・役職等
各種福祉計画策定委員	障害者計画、障害者(児)福祉計画	千 葉 博 行	社会福祉法人登米市社会福祉協議会 会長
		松 坂 勝 司	社会福祉法人恵泉会 理事長
	高齢者福祉計画、介護保険事業計画	藤 浦 稔 文	(有)さくら取締役・福祉事業部長
	子ども・子育て支援事業計画	千 葉 道 夫	登米市特別支援教育連携協議会 委員長 (登米市子ども・子育て会議会長)
		片 岡 大 助	学校法人さくら学園 認定こども園 さくら幼稚園長 (登米市子ども・子育て会議副会長)
元気とめ食育21計画	佐 藤 律 子	登米市健康なまちづくり推進会議 副会長 登米市健康増進・食生活改善推進協議会 副会長	
関係行政機関の職員		千 葉 弘 行	宮城県東部保健福祉事務所 登米地域事務所長
市長が適当と認める者		佐 藤 尚 哉	登米市ボランティア協会 会長
		河 内 安 雄	登米市コミュニティ推進連絡協議会 会長
		阿 部 敏 光	登米南三陸地区保護司会 会長

登米市福祉事務所生活福祉課

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電話：0220-58-5552

FAX：0220-58-2375

E-mail：seikatufukusi@city.tome.miyagi.jp
